

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度 マルチ水質モニター 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「マルチ水質モニター 一式」について規定する。

## 2. 数量 一式

### 構成内訳

マルチ水質モニターGPS 付本体	1 台
ケーブル 10m (4ポート型ケーブル、水深センサー付き)	1 本
電導度・温度 (塩分) 複合センサー	1 台
蛍光式 DO センサー	1 台
藻類 PC センサー (淡水用)	1 台
モジュール式変換型 pH/ORP センサー	1 台
ハード型キャリングケース	1 個

## 3. 研究内容・購入目的

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究(C)『河川におけるメタン生成の「場」の特定と「量」の推定』において、様々な河川環境とメタン発生の解明に関わる調査研究を進めている。河川生態系の動態の把握には、水温、電気伝導度、pH、ORP、溶存酸素、そして植物プランクトン密度を指標するクロロフィル、フィコシアニンの定量的な測定が欠かせない。そのため、本マルチ水質モニターの購入が必要となる。

## 4. 仕様

「令和6年度 マルチ水質モニター 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 水温、電気伝導度、溶存酸素濃度、pH、ORP、淡水性フィコシアニン、クロロフィルを計測できるセンサーであること。
- ② 水質モニターに液晶と GPS が内蔵され、リアルタイムに観測値が確認できること。
- ③ フィコシアニンの測定レンジは、0to100RFUor0to100ug/LPC であること。
- ④ クロロフィルの測定レンジは、0to100RFUor0to400ug/Lchl であること。
- ⑤ 水質モニターとセンサーをつなぐケーブルは 5mから 20m程度であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 7年 3月 31日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

「環境展望台」利用者解析に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、環境情報の収集、整備、提供業務の一環として Web サイト「環境展望台」（<https://tenbou.nies.go.jp/>）の運用を行っている。本業務では、同 Web サイトへの訪問者の特性を解析し、認知度の拡大に向けた対策を検討するため、「環境展望台」利用者解析に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川 1 6 - 2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川 1 6 - 2

国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域 衛星観測センター

電話番号 0 2 9 - 8 5 0 - 2 1 0 8

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務については NIES と調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

衛星観測センター（衛星観測センター長）

## 6. 派遣期間

令和 7 年 1 月 14 日から令和 7 年 4 月 30 日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年始（1 月 1 日～1 月 3 日）を除く。）

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0（うち、休憩時間 1 2 時～1 3 時）

実働 7 . 0 時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4 時間 / 日、4 5 時間 / 月、3 6 0 時間 / 年 以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は 2 日 / 月の範囲内とする。

(2) 員 数 1 名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 6 0 歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

## 12. 出張の取扱い

### (1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

### (2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、6.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

## 13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

## 14. 報告書の提出

### (1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

### (2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

## 15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

## 16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

## 17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

## 18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

### (1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

### (2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

### (3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏 名 辻 恵一

電話番号 029-850-2586

### (4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境情報部室長代行

氏 名 八代 尚

電話番号 029-850-2341

### (5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境情報部部長

氏 名 日置 潤一  
電話番号 029-850-2340

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特 記 仕 様 書

## 1. 件 名

令和6年度「環境展望台」利用者解析に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、環境情報の収集、整備、提供業務の一環として Web サイト「環境展望台」（<https://tenbou.nies.go.jp/>）の運用を行っている。本業務では、同 Web サイトへの訪問者の特性を解析し、認知度の拡大に向けた対策を検討するため、「環境展望台」利用者解析に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) Google Analytics による訪問者情報解析と情報取得の最適化

Web サイト「環境展望台」について、Google Analytics を用いて取得している訪問者統計情報を解析し、ページビュー、ユニークユーザ数の推移、検索ワード等の統計情報を文章および図表にまとめ、訪問者がどのようなコンテンツに興味を持っているかについて考察する。また、Google Analytics によって収集する情報の最適化を行うと共に、月次統計解析の自動化作業を行う。

### (2) 検索エンジン最適化

Web サイト「環境展望台」について、検索エンジン経由の訪問者拡大を目指し、検索エンジンによるサイトクローリング等への対策を行う。

### (3) 上記 (1) (2) の作業に関連した文書等の整備

上記 (1) (2) で実施した作業について、後日再現が可能であるように、手順等の概要をまとめた文書の作成と維持管理を行うこと。

### (4) 上記 (1) から (3) の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記 3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

理工系の学部卒業以上の学歴を有すること。

### (2) 技術的能力

- ▶ Linux サーバ保守・管理の経験を有し、また Linux サーバ上で動作するソフトウェア開発の実務経験を有すること。
- ▶ Web サイトアクセス解析および検索エンジン最適化の経験を有し、業務に必要な Web アプリケーションの設定変更、Web サーバ側の設定変更を自ら行うことが可能であること。
- ▶ Web サイトに用いられている PHP, Python, C++, Java を用いたプログラミング経験を有し、HTML, CSS 等を用いた web サイト構築経験を有すること。

### (3) 語学及び学術的能力

- ①英語の技術文書等の読解に支障がない者であること。
- ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

以上

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
環境情報部 研究情報室

八代 尚

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名	□						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程			実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
環境情報部 研究情報室  
八代 尚

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度プラスチックごみの陸域ストックから河川への流出実態に関する基礎調査業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月21日
- 3 業務実施場所 請負者が定める場所及び現地調査対象地において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、陸域から海域に流出するプラスチックごみのフローについて研究を実施している。海洋流出プラスチックの定量的把握のためには、環境中に流出、散乱したプラスチックごみ等のうち、どの程度の散乱ごみがどの程度の時間をかけて河川に流出するか、その実態は明らかにされていない。環境省においてもプラスチックごみの環境への漏洩と河川への流出量を推定しているが、陸域ストックをどのように考慮するかについては課題として残されており、新たな知見が国の検討に資する形で提供されることが求められている。そこで本調査では、陸域ストックからどれくらいの時間遅れを伴って河川に流出するか、河川調査等でのプラ包装・容器等の散乱ごみの履歴や存在状況等について、実地調査や関連既往研究の文献調査を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### 1) 散乱ごみの陸域ストックからの河川流出に関する実態把握に関する文献資料調査

散乱ごみの陸域ストック（陸域に散乱して留まっているごみをいう。具体的には、路上や公園にポイ捨てされている散乱ごみや河原に散乱しているごみ等を指す）からの河川流出に関する実態把握に関連する内外の調査研究の文献資料を、NIES と相談の上 10 件程度抽出・収集する。その上で、文献資料の内容について、調査手法、調査結果、陸域ストックからの河川流出のメカニズム等に関する知見を各 1 件 1～2 ページ程度に整理する。

### 2) プラスチック散乱ごみの陸域ストックからの河川流出に関する実地調査

請負者は 1) の成果を踏まえて、プラスチック散乱ごみの陸域ストックからの河川流出に関する実地調査方法を提案し、NIES との協議により確定したのちに、実地調査を実施する。実地調査方法は、代表性のある有意なデータが得られる規模の調査方法とする。現時点での想定は、以下のとおりである。

同一流域エリアで、a. 河川を流れているプラごみ、b. 河原に散乱しているプラごみ、c. 路上や公園にポイ捨てされているプラごみ、の 3 類型程度で、プラスチック散乱ごみを回収する。それぞれの類型で、5 キログラム程度以上を試料として回収、採取する。採取試料について、組成調査（パン、飲料ボトル、菓子類、おにぎり等の分類ごと）、製造年月日、賞味期限・消費期限等の表示調査、散乱状況、主要なプラスチックごみの写真撮影（100 程度）を行う。また、後から別研究で材質の劣化度をみる為の試料 50 種類程度を採取・保管する。これらの一連の調査を 1 流域エリアで実施する。

### 3) 有識者との意見交換会合の開催支援

環境研究総合推進費 S19-2(1)の構成メンバーと業務 1)、2) の内容に関して専門性をもつ有識者 1 名を招いた意見交換会合を web にて 1 回（2 時間、2 月下旬を想定）開催する。有識者には謝金を NIES の規程に基づき 1 人あたり 7,850 円（税込）支払う。また請負者は議事録を作成する。

## 6 業務実施体制及び資格

過去 7 年以内に、地域におけるプラスチックごみの実態把握及び排出抑制対策に関する調査の支援に係る国や自治体からの業務受託実績を有すること。

## 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。提出は、NIES 担当者が指定するオンライン・ストレージを介して行うこと。

(1) 業務結果報告書

## 8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われる為の措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1 件 名 令和6年度ウズラ胚の血漿中における性ステロイドホルモン濃度の測定業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月7日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「令和6年度難分解性・高濃縮性化学物質による高次捕食動物への毒性評価法に係る調査・検討業務」（以下「環境省請負業務」という。）において、現行の鳥類毒性試験法を見直し、新たな試験法の確立に向けた課題を整理するとともに、新たな OECD テストガイドラインの確立に向けた検討を行っている。環境省請負業務においては、哺乳類にはない体外に卵を産むという鳥類の特性を生かし、鳥類の卵内に化学物質を投与する試験法（卵内投与試験法）について具体的に検討している。卵内投与試験法の信頼性確保に向けた検証において、卵内投与試験法を用いたエストロゲン・抗エストロゲン作用検出での被験物質投与時期・観察時期等の妥当性を裏付ける背景データ（内因性エストロゲン分泌の開始時期及びピーク時）を収集する必要がある。本業務では、ウズラ胚の血漿中における性ステロイドホルモン濃度の測定を行うことを目的とする。

## 5 業 務 内 容

ウズラ胚の血漿中における性ステロイドホルモンの濃度を LC-MS/MS 法を用いて、42 サンプル測定する。

（測定項目）

- ・ウズラ血漿中超高感度2成分（エストラジオール(E2)、エストロン(E1))
- ・ウズラ血漿中9成分濃度測定（テストステロン(T)、アンドロステンジオン(A-dione)、アンドロステンジオール(L15A-diol)、デヒドロエピ・アンドロステロン(DHEA)、17-ヒドロキシプロゲステロン(17OHP4)、プロゲステロン(P4)、17-ヒドロキシプレグネノロン(17-OHP5)、プレグネノロン(P5)、ジヒドロテストステロン(DI-IT))

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 測定結果報告書 1部
- (2) 測定結果データファイル 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

## 仕様書

### 1. 件名 令和6年度血液試料中PFAS分析用前処理カートリッジ類 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度血液試料中PFAS分析用前処理カートリッジ類 一式」について規定する。

### 2. 数量 一式

構成内訳

	品名・仕様	数量
1	ウェルプレート Captive EMR-Lipid 96 5190-1001 ※5枚入り	24
2	Well Coll Plate Pre-Slit Cover, 96 A8961009 ※10枚入り	12
3	Well Coll Plate Captive 96 A696001000B ※100枚入り	1
4	PLシール デュオシール 96 ウェル 10枚入り A8961008	10

### 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、化学物質の曝露による健康影響を評価するため、ヒト生体試料中のPFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）の分析を実施している。

本調達は、試料中のPFASを高速液体クロマトグラフータンデム質量分析装置で分析する際に用いる「令和6年度血液試料中PFAS分析用前処理カートリッジ類 一式」を調達するものである。

### 4. 仕様

「令和6年度血液試料中PFAS分析用前処理カートリッジ類 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- 1) ウェルプレート（Captive EMR-Lipid 96）は、サイズ排除と疎水性相互作用により血液試料中の脂質及びマトリックスを除去するウェルプレートタイプの前処理カートリッジであり、通液により血液試料中のPFASがロスしないことが確認されたウェルプレートであること。
- 2) Well Coll Plate Pre-Slit（Cover, 96）は、③のカバーとして使用可能なプレスリット入りのプレートであること。
- 3) Well Coll Plate（Captive 96）は、①で前処理された試料抽出液のリザーバーとして使

用可能な 96 穴のコレクションプレートであること。材質はポリプロピレン製とし、①と重ねて使用した際に上下のプレート間で各ウェルの位置が一致しており、水平方向にずれにくい機構を有すること。

4) PL シール (デュオシール 96 ウェル) は、①の各ウェルを密閉するシールとして使用可能なプレートであること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 7 年 3 月 7 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達に、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等 (例: 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、電波法 (昭和 25 年法律 131 号)、水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律 138 号)、放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 167 号) など) に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

1 件 名 令和6年度プラスチック成形品の化学物質含有情報の取得およびリレーショナルデータベース構築業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月28日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)では、プラスチック循環における適切な化学物質管理に向け、プラスチック循環へ流入する可能性があり、循環からの排除の検討が必要な可能性がある樹脂添加剤の特定に関する検討を行っている。NIESは「令和5年度プラスチック成形品の化学物質含有情報の取得及び整理業務」(以下「令和5年度業務」という。)において、欧州においてREACH規則に基づく高懸念物質(SVHC)を含有する成形品のSVHC含有情報が登録された欧州化学品庁によるSCIPデータベース(<https://echa.europa.eu/scip-database>)から、プラスチック成形品のSVHC含有情報の取得と整理を行った。本業務では、令和5年度業務で取得の対象外とした情報の追加取得を行うとともに、これまでに取得した情報を格納し、他の情報と関連づけたリレーショナルデータベースの設計及び構築を行うことを目的とする。

## 5 業 務 内 容

### 5-1 SVHCを含有するプラスチック成形品の情報の追加取得

SCIPデータベースに格納されている945万件を超える成形品(Article)のうち、プラスチック素材が使用されている成形品は150万件程度である(令和5年年5月時点)。そのうち、令和5年度業務で情報を取得した8つの材料・混合物分類(Material & Mixture category) (①polyethylene, low density(ldpe)、②polyethylene, high density(hdpe)、③polypropylene(pp)、④polyvinylchloride(pvc), hard、⑤polyvinylchloride(pvc), soft、⑥copolymers of acrylonitrile-butadiene-styrene(abs)、⑦polystyrene、⑧poly(ethylene terephthalate)(pet), including copolymers)を除いた成形品のうち、NIES担当者との協議をふまえて決定した優先順位に従い、優先順位の高い材料・混合物分類に該当するものから順に個別成形品のSVHC含有情報(notification details)を取得する。SVHCを含有する個別成形品情報のURLリスト及び情報取得用のプログラムはNIESから提供するものを利用することができる。情報取得は契約締結後速やかに開始し、令和7年3月21日まで継続するものとする。1ヶ月当たり6,000件程度以上を目安として期日までにできる限り多くのSVHCを含有する個別成形品情報を取得するものとし、毎月末に情報の取得状況について報告してNIES担当者の確認を受けるものとする。また、NIESが提供する情報取得用のプログラム(NIES請負業務「プラスチック成形品の樹脂添加剤含有情報の収集・整理方法検討業務」において作成したもの)を利用する場合には、SCIPデータベースのアップデートやウェブブラウザ等のソフトウェアのアップデート他、状況に応じて、請負者においてプログラムのメンテナンス等を適宜行うものとする。

取得する情報には下記の項目が含まれる。複合体(complex object)である成形品についてはその成形品を構成する部品の情報を最小成形品(article as such)の階層まで、ツリー構造の情報を含めて取得すること。

- ・ Catalogue Number
- ・ Article name
- ・ Other names
- ・ Primary article identifier type
- ・ Primary article identifier value
- ・ Other article identifiers
- ・ Article category
- ・ Production in the EU
- ・ Safe use instruction
- ・ Linked component info (Number of units)
- ・ Candidate list substance (Substance name; EC N.; CAS N.; Reason for inclusion)

- ・ Concentration range
- ・ Material category
- ・ その他取得するデータに情報が含まれている項目

#### 5-2 SVHC を含有する個別成形品情報のクレンジングと表形式データへの変換

取得する個別成形品の情報は文字列情報であり、表記ゆれ、改行コードやタブ文字をはじめとする特殊文字コード、数値と単位等が含まれているため、データとして利用しやすいものとするため、取得した個別成形品情報のクレンジングを行う。この作業では、NIES 担当者との協議をふまえて、改行コードやタブ文字等の制御文字の削除、1 項目に含まれる複数の情報の分割、表記ゆれの統一、文字化けの修正、単位付き要素の数値と単位の分割等を行うものとする。クレンジングしたデータは、NIES 担当者との協議をふまえて、表形式(Microsoft Excel 形式)のデータに変換する。

#### 5-3 リレーショナルデータベースの設計及び構築

SCIP データベースから取得した個別成形品情報と下記に示す情報を格納し、相互に関連づけるためのリレーショナルデータベースを設計する。

- (1)NIES 請負業務「プラスチック成形品の樹脂添加剤含有情報の収集・整理方法検討業務」で整理した樹脂添加剤として使用されていると考えられる SVHC の各種情報(親 SVHC の名称等、各種情報源による樹脂添加剤機能、製品用途、適用樹脂種、一般的な添加濃度範囲等)
- (2)NIES 請負業務「令和 5 年度プラスチック添加剤に関する化学物質の用途情報の収集・整理業務」において整理した化学物質(1 万種以上)の樹脂添加剤用途及び化審法用途分類並びに化学構造情報
- (3)(2)の情報をもとに分類した SVHC 及び SVHC 以外の物質の類型情報

設計したリレーショナルデータベースに、令和 5 年度業務及び本業務で SCIP データベースから取得した個別成形品情報、上記(1)の情報を格納する。その際、令和 5 年度業務で取得した個別成形品情報のうち物質名の文字化け等があったものについてはあわせて修正を行う。

#### 5-4 SVHC 含有プラスチック成形品一覧の追加取得

令和 5 年年 5 月 15 日以降に SCIP データベースに登録されたプラスチック成形品の一覧を取得し、個別成形品ページの URL とともに整理する。また、成形品分類(Article category)、材料・混合物分類(Material & Mixture category)、SVHC の種類等による登録成形品数の集計を行う。

### 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書(Microsoft Word 形式及び PDF 形式の電子ファイル、電子メール等送付) 一式
- (2)作成した情報及びプログラム等の電子ファイル(電子メール等送付) 一式

### 7 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2)請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度研究本館Ⅲ棟排気系統化学物質管理区域用フィルター交換業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

## 4 目 的

NIES研究本館Ⅲ棟に設置された化学物質管理区域（以下「管理区域」という。）では、危険性の高い環境汚染物質の環境動態、毒性評価等の実験を行っている。この管理区域内は、実験目的に使用した化学物質の汚染の発生拡散を防ぐために、同施設内を常に陰圧に保ち、施設内で発生した実験廃棄物、排気、排水は全て一時処理するシステムになっている。

管理区域の排気系統フィルターは、上記化学物質実験の安全確保に欠かせないものである。排気系統フィルター交換は、本施設に於いて空調系の維持管理上必要であり、定期的な実施が必要であることから、本業務を行うものである。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者とは十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

なお、管理区域は、汚染物質の施設外への放出を抑えるため、各部屋の圧力バランスを微細に調整しており、作業中の調整も同様に配慮が必要であることに留意すること。また、作業中は防塵服、防塵マスク等を着用し、作業者の防護を徹底すること。

### (1)排気系統フィルターの交換

研究本館Ⅲ棟4階機械室内にある排気系統フィルターの交換作業を行う。

なお、交換用排気系統フィルター及びその他交換部品については、NIESから支給するものとする。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| ①排気系統フィルター（NIESより支給） | 7個   |
| ②その他交換部品（NIESより支給）   |      |
| 品名：PVCバッグ&リング（大）     | 7セット |

### (2)使用済排気系統フィルターの処理

全ての使用済排気系統フィルター及び交換部品を回収し、厳重に梱包の上、NIES担当者が指定する場所へ運ぶこと。

### (3)保管用排気系統フィルターの調達

排気系統フィルター5個及びその他交換部品5セットを新規に購入の上、NIES担当者が指定する場所に納入し、即時交換に備えておくこと。

なお、保管する排気系統フィルターについては焼却減容型活性炭フィルターとし、仕様等については下記に示すものと同等級品又はそれ以上の性能を有するものであること。

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| ① 排気系統フィルター（焼却減容型活性炭フィルター）の系統  |      |
| FU-2-4、-8、-9、-10、-11、FU-3-1、-2 | の内5個 |
| ②排気系統フィルター（焼却減容型活性炭フィルター）の仕様   |      |
| 品名：焼却減容型活性炭フィルター               |      |
| 型式：W-25C あるいはその完全互換品           |      |
| サイズ：610（W）×610（H）×292（D）mm     | 5個   |

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書 2部

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限って、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に  
したがって、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製してい  
ます。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者との協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。  
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。  
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

## 仕 様 書

1. 件 名 令和6年度エコチル調査13歳以降調査継続同意取得資料印刷業務
  
2. 部 数 

①	13歳以降調査に関する説明書（簡易版）	37,800 部
②	13歳以降調査説明書（お子さん用）	38,630 部
③	参加者ポータルアプリ操作マニュアル	38,880 部
④	初回ログイン手引書	3,000 部
⑤	13歳以降調査に関する説明書	2,000 部
⑥	アカウント情報発送用封筒（保護者用）	43,280 枚
	（内訳）後納郵便	22,830 枚
	別納郵便	19,100 枚
	印字なし	1,350 枚
  
3. サイズ 印刷発注仕様書（別紙1）のとおりとする
  
4. 原 稿 印刷発注仕様書（別紙1）のとおりとする
  
5. 用 紙 印刷発注仕様書（別紙1）のとおりとする
  
6. 色 数 印刷発注仕様書（別紙1）のとおりとする
  
7. 校 正 印刷発注仕様書（別紙1）のとおりとする
  
8. 納入期限 令和7年3月7日（金）
  
9. 納入場所 指定した大学等（別紙2のとおり）
  
10. 納入物品 印刷された印刷物を汚損・破損がないよう、別紙2記載の内訳数ごとに梱包し、指定する場所に適切に行うこと。
  
11. 著作権等の扱い
  - (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
  - (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
  - (3) 上記（1）及び（2）にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有している

もの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 12. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 13. 協議事項

本業務に関し疑義等が生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 14. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

(別紙1)

印刷発注仕様書

【件名】令和6年度エコチル調査13歳以降調査継続同意取得資料印刷業務

① 13歳以降調査に関する説明書（簡易版）

【部数】37,800部  
【页数】総頁数（8）頁  
【サイズ】A4版（展開A3）  
【原稿】データ支給（Illustrator）  
【色数】カラー（4c/4c）  
【校正】PDF校正：1回  
【印刷】オフセット印刷  
【仕上げ】中綴じ  
【用紙】紙質：マットコート 93.5kg

② 13歳以降調査説明書（お子さん用）

【部数】38,630部  
【页数】総頁数（4）頁  
【サイズ】A4版（展開A3）  
【原稿】データ支給（Illustrator）  
【色数】カラー（4c/4c）  
【校正】PDF校正：1回  
【印刷】オフセット印刷  
【仕上げ】中折り  
【用紙】紙質：マットコート 93.5kg

③ 参加者ポータルアプリ操作マニュアル

【部数】38,880部  
【页数】総頁数（12）頁  
【サイズ】A5版  
【原稿】データ支給（Illustrator）  
【色数】カラー（4c/4c）  
【校正】PDF校正：1回  
【印刷】オフセット印刷  
【仕上げ】中綴じ

【用 紙】紙質：再生マットコート 62.5kg

④ 初回ログイン手引書

【部 数】3,000 部

【サイズ】210×105

【原 稿】データ支給 (Illustrator)

【色 数】フルカラー (4C/4C)

【校 正】PDF 校正：1 回

【印 刷】オフセット印刷

【仕上げ】外三つ折り

【用 紙】再生マットコート 62.5kg

⑤ 13歳以降調査に関する説明書

【部 数】2,000 部

【頁 数】総頁数 ( 16 ) 頁

【サイズ】A4 版 (展開 A3)

【原 稿】データ支給 (Illustrator)

【色 数】カラー (4c/4c)

【校 正】PDF 校正：1 回

【印 刷】オフセット印刷

【仕上げ】中綴じ

【用 紙】紙質：マットコート 76.5kg

⑥ アカウント情報発送用封筒 (保護者用)

【部 数】43,280 部 (※可変箇所あり)

内訳：後納郵便 22,830 枚

別納郵便 19,100 枚

印字なし 1,350 枚

【サイズ】角 20 (229×324+40)

【原 稿】データ支給 (Illustrator)

【色 数】片面 2 色 (2C/0C)

【校 正】PDF 校正：1 回

【印 刷】オフセット印刷

【用 紙】クラフト 85

※契約締結時においての国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

(別紙2)

ユニットセンター名	①	②	③	④	⑤	⑥	郵送種別	郵便番号	送付先住所
01_1北海道ユニットセンター		2850	2750	2750	0	0	2700 後納郵便	060-0812	札幌市北区北12条西7丁目 北海道大学 環境健康科学研究教育センター
02宮城ユニットセンター		3200	3200	3200	0	1000	5000 後納郵便	980-8575	宮城県仙台市青葉区星陵町2-1-6号館5階 東北大学医学系研究科 エコチル調査宮城ユニットセンター
03福島ユニットセンター		6500	6000	6500	100	0	7500 別納郵便	960-1295	福島県福島市光が丘1番地 公立大学法人福島県立医科大学 エコチル調査福島ユニットセンター本部事務所
04千葉ユニットセンター		1800	1600	1600	0	0	1900 後納郵便	263-8522	千葉県稲毛区弥生町1-33千葉大学工学系総合研究棟 I-7階 エコチル調査千葉ユニットセンター
05神奈川ユニットセンター		2100	2100	2100			2100 別納郵便	236-0004	横浜市金沢区福浦3-9横浜市立大学医学部 エコチル調査神奈川ユニットセンター
06_1甲信ユニットセンター(山梨)		1300	1100	1300	0	0	1400 別納郵便	409-3898	山梨県中央市下河東1110 山梨大学大学院総合研究部附属出生コホート研究センター
06_2甲信ユニットセンター(信州)		880	880	880			880 後納郵便	390-8621	長野県松本市旭3-1-1 信州大学医学部 小児環境保健疫学研究センター
07富山ユニットセンター		1700	1700	1700	0	0	1800 別納郵便	930-0194	富山県富山市杉谷2630番地 国立大学法人富山大学 医学部研究棟9階 公衆衛生学講座内 エコチル調査富山ユニットセンター(情報処理室)
08愛知ユニットセンター		2000	2000	2000	50	500	2100 別納郵便	467-8601	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1 脳神経科学研究所6階 名古屋市立大学 エコチル調査愛知ユニットセンター
09_1京都ユニットセンター		1250	1250	1250	50	50	1350 後納郵便	606-8507	京都市左京区聖護院川原町53 分子生物実験研究棟117号室 京都大学大学院医学研究科 エコチル調査京都ユニットセンター
10大阪ユニットセンター		2700	2400	2000	0	50	2500 後納郵便	594-1101	大阪府和泉市室堂町840大阪母子医療センター エコチル調査室
11兵庫ユニットセンター		1420	1450	1400	0	300	2000 別納郵便	663-8137	兵庫県西宮市池開町3-20 メイビル4階401号
12鳥取ユニットセンター		1000	1000	1000	0	0	1000 後納郵便	683-8503	鳥取県米子市西町86
13高知ユニットセンター		1500	1500	1500		0	2,000 後納郵便	783-0060	高知県南国市蛸が丘1丁目1-2南国オフィスパークセンター別棟 108 エコチル調査高知ユニットセンター 南国分室
14_1福岡ユニットセンター(産業医科大学)		3000	5000	5000	2000	0	4500 後納郵便	807-8555	北九州市八幡西区医学生ヶ丘1-1 エコチル調査産業医科大学サブユニットセンター
14_2福岡ユニットセンター(九州大学)		2200	2300	2250	700	50	2200 別納郵便	812-8582	福岡市東区馬出3-1-1 九州大学コラボステーション II -605
15_1南九州・沖縄ユニットセンター(熊本大学)		1000	1000	1100	0	50	1000 後納郵便	860-8556	熊本市中央区本荘1-1-1 医学総合研究棟718号
15_2南九州・沖縄ユニットセンター(宮崎大学)		800	800	750	100	0	750 印字不要	880-1692	宮崎県宮崎市清武町木原5200 宮崎大学医学部内 沖縄県中頭郡原町字上原207基礎研究棟9F 973号室
15_3南九州・沖縄ユニットセンター(琉球大学)		600	600	600	0	0	600 印字不要	903-0215	琉球大学 大学院医学研究科 衛生学・公衆衛生学講座内 エコチル調査 琉球大学サブユニットセンター
合計		37800	38630	38880	3000	2000	43280		

- ①13歳以降調査に関する説明書(簡易版)
- ②13歳以降調査説明書(お子さん用)
- ③参加者ポータルアプリ操作マニュアル(保護者用)
- ④初回ログイン手引書
- ⑤13歳以降調査に関する説明書
- ⑥アカウント情報発送用封筒(保護者用)

封筒印刷部数内訳

後納郵便	22830
別納郵便	19100
印字不要	1350

## 仕 様 書

1. 件 名 令和6年度小型リチウムイオン電池圧壊試験業務
2. 業務契約期間 契約締結日 ~ 令和7年3月21日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

### 4. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、環境研究総合推進費「リチウムイオン電池（以下、LIB と称す）のさらなる普及を見据えた資源循環システムの安全性と資源回収性の確保」（課題番号 3-2402）を実施しており、不燃ごみなどに混入するLIBの破碎処理に伴う発火事象等発生状況の調査と適正管理対策の提案を行っている。ここで、実施設における事象の調査と同時に、実験室内で破碎処理を模擬する圧壊試験を実施して、発火・火災に至るメカニズムを解明することが求められている。その際、小型家電製品などに用いられ廃棄されるLIBについて、破碎処理される際の甚大な影響に寄与する因子や程度などを明らかにするために、種類（形状）・正極材や充電深度（充電率、State Of Charge; SOC）などが異なり、できるだけ多様な状況を反映した試験結果を得ることが望ましい。

そこで本業務では、種類・正極材や充電深度などの異なるLIBに対して、破碎処理を模擬する圧壊試験を行って、破碎処理される際の影響に寄与する因子などを明らかにすることを目的とする。

### 5. 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり NIES 担当者と十分な打合せを行った後、請負者において、以下の業務を実施することとする。

#### (1) 対象とする電池

圧壊試験の対象とする電池は小型の LIB であり、以下を予定している。各水準のサンプル数は1とする。

種類・容量は主に以下の2種類として、各々に対して2種類の正極材（リン酸鉄、その他）とする。

- ・円筒型（直径 18mm・長さ 65mm）で定格容量 3,000mAh 程度の LIB
- ・ラミネート型で定格容量 3,000mAh 程度の LIB

また、上記のそれぞれについて、充電深度は 0%、25%、50%、75%、100%の5水準とする。

以上、合計 20 個の電池に対して試験を行うが、サンプル数を変えない範囲で試験を行う電池の調整は適宜行うものとする。電池のサンプルは NIES が準備し、充電深度の調整は請負者

が行う。

## (2) 圧壊試験

JIS C62133-2:2020「ポータブル機器用二次電池の安全性—第 2 部：リチウム二次電池」に準じた試験機を用いて、圧壊試験を行う。試験条件、計測項目などは以下を予定する。

試験条件について、圧壊治具は楔形、圧壊位置は横方向とする。試験雰囲気は大気雰囲気とする。試験温度は  $20 \pm 10^{\circ}\text{C}$  の室温とする。終了条件は、イベント（破裂、発火）が発生するまで、又は圧壊荷重 13kN 到達まで、のいずれかに早く到達した段階とする。試験終了後、速やかに除荷を行う。イベントが発生せずに試験が終了した場合は失活処理を実施する。失活処理は放電処理又は圧壊（圧壊量 100%）とする。電圧計測が圧壊終了後も可能な場合は電圧計測線を使用して放電処理を実施する。放電処理が実施できない（断線など）の場合は圧壊量 100%まで圧壊を追加して実施する。圧壊速度等の試験条件は NIES 担当者と相談して決定する。

計測項目は、電圧（セル電圧）、温度、荷重、試験機移動量、写真撮影、及びビデオ撮影とする。温度は、セル中央で 2 箇所、及び試験容器内雰囲気温度の 3 箇所を熱電対で測定する。荷重と試験機移動量は試験機出力で見る。写真撮影は、試験体外観とセッティング写真を試験前後に行う。ビデオ撮影は 1 方向で行う。サンプリング間隔は 100ms とする。ロギングは、試験終了後、最大温度を超えて  $60^{\circ}\text{C}$  以下になるまで行う。

以上、安全に最大限の配慮を行い、試験条件の必要な調整を行う。試験終了後の試験体は、返却又は請負者にて廃却する。

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の報告書及び測定したデータ一式を NIES 担当者へ提出するものとする。データの形式について、独自のものが含まれている場合は CSV 等の処理可能な形式への変換方法を含めて、十分な協議を行う。

- (1) 業務結果報告書の電子ファイル（Microsoft Word 形式、PDF 形式の両方、メール等で送信）一式
- (2) 測定データを収録した電子媒体（DVD、Blu-ray 等）一式

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出するこ

と。

- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 8. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 9. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときには、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 10. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するように努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1 件 名 令和6年度新型コロナウイルス感染症の感染状況に関する文献調査

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月31日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、新型コロナ感染症流行時における廃棄物収集運搬作業を通じた感染経路の推定及び感染源の拡散状況を調査し合理的な感染防止対策の立案を進めている。その一環として作業環境における新型コロナ感染症の感染可能性の評価に資する既往の情報の収集を行い、感染防止対策の効果の検証の基礎情報とする。まずは全体の動向と精読対象とする文献の選抜を目的とした先行調査を実施する。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の調査業務を実施することとする。

- (1) 文献データベース（CAS STNext 及び JDreamIII）により取得された ALL 形式の文献情報（NIES が提供）からの新型コロナウイルス感染症の感染経路、感染場面ごとの感染率、及び発症率に関する情報が掲載された論文の抽出
- (2) 抽出された論文において掲載された定量的情報の種類及び精度に基づく優先付け
- (3) 上記結果に基づき NIES 研究者により絞り込まれた論文（100 編を想定）中の全文を精読し、定量的データ及び付随情報（感染経路・感染場面、発生地域、年次、発生時期、ウイルス株種）を抽出及びリスト化

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1 部
- (2) 業務結果報告書と計算モジュールを収録した電子媒体 1 式（CD-R）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1 件 名 令和 6 年度山菜摂取に関するネットリサーチ業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、災害環境研究において、里山地方における山菜文化の復活と継承に関する研究を実施している。山菜採取や摂取による山菜の価値を定量化するため、山菜摂取量を山菜の種類ごとに推計する調査票を開発してきた。本業務は、山菜をよく食べている人における山菜摂取量を調査するため、開発した調査票を用いた Web 調査を実施するものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 質問票インターフェイスの作成

請負者は、NIES が作成した山菜摂取量を推計する調査票について、スマートフォン（Android、iPhone）、PC に対応した Web アンケートを行うための画面作成を行う。

(2) 調査

この調査では、スクリーニングの質問の結果から対象条件に合致した対象者に続けて本調査を行う。

1) スクリーニング調査の実施

20 歳以上の男女に、スクリーニング調査を行う。スクリーニング調査は 3 問とする（年齢・性別・居住地に関する質問は除く）。

2) 本調査

コシアブラ、タラノメ、クサソテツ（コゴミ）、ワラビ、ウド、フキ、フキノトウのうち、1 種類以上を摂取している、かつ年に 2 回以上山菜を摂取している人を本調査対象者とする。

本調査では、上記の 7 種類の山菜について、代表的な調理法ごとに、年間の摂取頻度、1 回あたりの摂取量を記入してもらおう（選択式）。さらに、山菜摂取意識に関する 3 問の選択式の質問を行う。

本調査対象者の回収数は合計 10,000 サンプルとし、これを年齢区分（20 歳代、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代以上）、男女、居住地（全国 12 地区ごと：別添 1）ごとに人口統計で割り付ける。割り付け通りに回収できない場合は NIES 担当者と協議の上対応する。

(3) 参加者への依頼と回答の収集、謝礼の手続き

参加者への Web 調査票の提示、回答の収集、参加者への謝礼の支払いを行う。謝礼は、請負者の基準で設定するものとする。アンケート調査は令和 7 年 3 月までに行う。

(4) リサーチ結果

請負者は、リサーチ結果のローデータ、単純集計表を NIES 担当者に提供する。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。なお、「当研究所で考えている業務実施可能体制」は以下のとおりであり、これと同等の体制構築を行う必要がある。

#### (1)実施体制及び資格等

- ・プライバシーマークを取得していること
- ・日本マーケティングリサーチ協会（JMRA）の正会員であること
- ・年に1回以上モニターの基本情報の更新、審査を行っていること（悪質モニター等の排除対策も含む）
- ・登録者数が重複なく（単一モニターで）130万人以上いること

#### 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書 1部
- (2)スクリーニング調査結果データ集 電子媒体（メール提出） 一式
- (3)本調査結果データ集 電子媒体（メール提出） 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

#### 8 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

[https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2)請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3)請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4)請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5)業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して

契約すること。

#### 10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別添 1

12 地域ブロックは国民健康栄養調査の区分に従う。

地域ブロック	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
関東Ⅰ	埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県
関東Ⅱ	茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県, 長野県
北陸	新潟県, 富山県, 石川県, 福井県
東海	岐阜県, 愛知県, 三重県, 静岡県
近畿Ⅰ	京都府, 大阪府, 兵庫県
近畿Ⅱ	奈良県, 和歌山県, 滋賀県
中国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
四国	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
北九州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県
南九州	熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

# 仕 様 書

1 件 名 令和 6 年度熱処理飛灰の減容化プロセス検討のためのインベントリ調査

2 業務契約期間 契約締結日 ~ 令和 7 年 3 月 24 日

3 業務実施場所 請負者及び調査対象地域において行うものとする。

## 4 目 的

令和 4 年度戦略的研究開発課題（SII-9）では、中間貯蔵施設周辺復興地域の融合的な環境再生・環境創生に向けた研究に取り組んでおり、熱処理飛灰の減容化に関する研究を進めている。その中で、減容技術の組合せパターンを踏まえて、複数の処理・処分シナリオを構築している。本業務では、処理・処分シナリオ構築の際に低炭素社会・循環型社会の実現に資することを目的として、処理・処分プロセスの CO<sub>2</sub> 排出量等のデータを整理、分析するために減容技術等の調査を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せの上、以下の業務を実施すること。なお、業務に必要な NIES が所有する情報については、契約締結後に必要に応じて提供する。

### （1） 減容処理・処分プロセスの調査

第 8 回中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討ワーキンググループ

（ [https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative\\_mission/volume\\_reduction\\_technology\\_240930.html](https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_mission/volume_reduction_technology_240930.html)） 参考資料 3 最終処分に向けた減容技術等の組合せ（案）についての 3～7 頁に係る減容技術等の各要素技術に則って、CO<sub>2</sub> 原単位を調査・整理する。

ただし、最終処分や再生利用等は除き、除去土壌については、濃度分別、分級処理、土壌熱処理（日処理量 300 トンを想定）、洗浄廃水処理施設、土壌の運搬を対象とすること。焼却灰については、溶融処理（日処理量 75～150 トンを想定）、廃

水処理設備（Ca 除去、重金属類凝沈等の日処理 80～160 トンを想定）、蒸発乾固設備（日処理量 80～160 トンを想定）、安定化处理（セメント固型化を想定）を対象とし、NIES 担当者と協議の上、最終的に想定される日処理量等を決定すること。調査対象施設については、NIES より関係者と調整した上で、ヒアリング調査を実施するものとする。いずれも放射性物質対策に係る原単位がある場合には個別に原単位を算出すること。また、詳細データが入手できない場合には、文献調査により類似プロセスの代用可能な原単位で算出すること。

## （2） 調査結果のまとめ

（1）の結果を受け、各施設や設備のエネルギー需給に関する情報を整理し、パワーポイントにまとめる。

## （3） 業務報告書の作成

上記（1）～（2）の各業務の結果を業務報告書に取りまとめること。業務報告書に係る NIES 担当者との打合せを 2 回程度行うこと。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- （1） 業務結果報告書、業務報告書別添資料 書面・一式
- （2） 報告書作成に用いたデータ メール提出・一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

<p>リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。</p>
---

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (4) 請負者は、成果物を第三者が著作権を有する著作物に依拠して作成していないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は請負者が負うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。  
([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

以上

# 仕 様 書

- 1 件 名 コンクリート殻の海洋利用に伴うブルーカーボン効果のレビュー業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年6月30日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、巨大災害時において発生する大量のコンクリート殻の出口戦略として、マウンド礁造成、藻場造成等の海洋利用の可能性を技術的な観点から検討している。マウンド礁を造成することにより、人口湧昇流が発生し、海洋生態系で貯留される炭素（ブルーカーボン）が増加する量は、5,000（t-CO<sub>2</sub>/年）とも、21（t-CO<sub>2</sub>/年）とも言われている。また、藻場造成により海草量の増加させることで、二酸化炭素の吸収を促進することも期待される。しかし、これらブルーカーボン効果の定量的な研究成果に関する情報が十分に整理されていない。

本調査では、コンクリート殻の海洋利用に伴うブルーカーボン増加の定量的な効果について、最新の知見を取りまとめることを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) マウンド礁造成によるブルーカーボン効果のレビュー

以下の2文献及びその他の国内外の学術文献、技術資料において検討されている、マウンド礁造成によるブルーカーボン効果の内容を調査し、そのメカニズムの詳細と効果量に関する情報を取りまとめる。マウンド礁造成による効果を検討した文献以外にも、湧昇流によるブルーカーボン効果を検討した文献もレビューの対象とする。対象文献は請負者において選定、入手し、NIES 担当者と協議の上でレビュー対象を決定することとする。レビューの件数は10件程度を目安とし、文献の出現状況によってはNIES 担当者と協議の上、減らすこともある。

文献1：「湧昇マウンド礁のCO<sub>2</sub>固定効果等把握調査」（平成19年度～平成21年度 社団法人水産土木建設技術センター等）

文献2：間木道政（2007）：人工湧昇流海域における二酸化炭素吸収量の評価技術の開発、海洋開発論文集、第23巻、p.20

### (2) 藻場造成によるブルーカーボン効果のレビュー

国内外の学術文献、技術資料において検討されている、藻場造成によるブルーカーボン効果の内容を調査し、そのメカニズムの詳細と効果量に関する情報を取りまとめる。人工的に造成されたもの以外の藻場によるブルーカーボン効果を検討した文献もレビューの対象とする。対象文献は請負者において選定、入手し、NIES 担当者と協議の上でレビュー対象を決定することとする。レビューの件数は10件程度を目安とし、文献の出現状況によってはNIES 担当者と協議の上、減らすこともある。

### (3) 意見交換会の開催及び成果のとりまとめ

請負者は、5.（1）及び5.（2）に関連する研究を行っている有識者1～2名とNIES 担当者を交えて意見交換を準備、実施する。意見交換会では、請負者において、5.（1）及び5.（2）の結果を報告するとともに、マウンド礁造成や藻場造成等によるブルーカーボン効果に関連した講演を有識者に依頼する。場所は、NIES の会議室を基本とするが、有識者の都合に応じて、ハイブリッド形式も可とする。有識者はNIES 担当者と協議の上決定し、国立環境研究所旅費規程に準じて旅費を、また1人当たり15,700円の謝金を支払う。議事録は請負者において作成する。

上記5.（1）及び5.（2）の目的、方法、結果を取りまとめて業務結果報告書（20ページ程度）を作成する。報告書には、5.（3）の意見交換会の議事録及び入手した文献データを添付する。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで、5.（3）において作成した業務結果報告書及び添付資料をNIES 担当者へ提出するものとする。提出は、NIES 担当者が指定するオンライン・ストレージを介して行うこ

と。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1 件 名 災害廃棄物ガバナンスに関するガイドブックの作成業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年12月26日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、廃棄物処理に関係する行政・事業者・市民等の様々な関係者ネットワークにより災害廃棄物処理を円滑に行う「災害廃棄物ガバナンス」について検討してきた。これまで、理論と実証の両面から、災害廃棄物ガバナンスに係る要素ごとに研究を進めてきたが、実務的に有用な形で、体系的かつ分かりやすく成果の全体を提示できていない。

本業務では、災害廃棄物ガバナンスに係る NIES 及び他の大学・研究機関による研究成果に基づき、実務的に活用できる災害廃棄物ガバナンスに関するガイドブック（以下「ガイドブック」という。）を作成する。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) ガイドブック案の構成・フォーマットの提案及び全体の編集

別添の文献リストに掲載されている研究成果（NIES より提供）をレビューし、NIES 担当者と協議の上で、災害廃棄物ガバナンスの全体像が分かりやすく伝わるようなガイドブック案の構成（表紙、目次、本文、裏表紙を含む）を作る。また、視覚的に見やすくデザインされたフォーマットを作成する。NIES 担当者が合意した構成とフォーマットに沿ってガイドブック案が作成されるよう、請負者において、執筆の進行管理と編集作業を行う。ガイドブックの内容は、NIES 担当者を含む関連研究者に依頼すること。執筆に係る謝金は想定しない。

### (2) 意見交換会の開催

ガイドブックは、主に市町村の災害廃棄物担当者に参照いただくことを想定している。そこで、市町村の災害廃棄物担当者の観点から、ガイドブック案の実務的有用性に関する意見をいただき、修正方針について議論するための意見交換を行う。意見交換の対象は、人口規模 1 万人未満の自治体から 2 名程度、1 万人以上 20 万人未満の自治体から 2 名程度、20 万人以上の自治体から 2 名程度、有識者を 2 名程度とし、請負者において人選し、打診する。意見交換は、オンライン又は対面形式で最低 2 回行う。請負者は、意見交換会において配付する資料と、意見交換会ごとの議事録を作成する。識者には、1 人 1 回当たり 15,700 円を支払うこととする。

### (3) とりまとめ

業務 5. (1)～5. (2)の結果を反映し、ガイドブックの最終案を作成する。また、ガイドブックの概要を説明する ppt スライド 3 枚程度の資料を作成する。さらに、本業務の目的、方法、結果を整理した 10 ページ以内の業務報告書を作成する。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者が指定するオンライン・ストレージにアップロードすることで提出するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 意見交換会の議事録 一式
- (3) ガイドブック案

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

- (3)上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2)請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3)請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4)請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5)業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

#### 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書別添：レビュー対象となる文献のリスト

1. Mori T., Tajima R. (2021) Strategy to Promote Residents' Behaviors for Appropriate Disaster Waste Management. *Global Environmental Research*, 24 (2), 267-274
2. Suzuki K., Tajima R., Tsuji T. (2023) Factors that improve elderly's access to external help for disaster waste clean-up. 3RINCs 2023 The 3R International Scientific Conference on Material Cycles and Waste Management, Abstracts
3. Tajima R., Tsuji T., Suzuki K., Muhamad A. (2023) Conceptualizing disaster waste governance using network governance perspectives. *International Journal of Disaster Risk Reduction*, 99, 104137
4. 国立環境研究所 (2023) 住民との連携・協働による災害廃棄物処理を目指すための取組に関するアンケート調査報告書, [dwasteinfo.nies.go.jp/news/survey/dwasteinfo\\_report\\_2023.pdf](http://dwasteinfo.nies.go.jp/news/survey/dwasteinfo_report_2023.pdf)
5. 国立環境研究所 (2024) 都道府県の出先機関における災害廃棄物処理への関りについての実態調査業務調査結果概要, [dwasteinfo\\_report\\_2024.pdf](http://dwasteinfo.nies.go.jp/news/survey/dwasteinfo_report_2024.pdf)
6. 鈴木薫, 多島良, 辻岳史 (2022) 高齢者は災害ごみをどう片付けているか -令和元年房総半島台風における災害ごみの片付けに関するアンケート調査-. 第33回廃棄物資源循環学会研究発表会, 同予稿集, 127-128
7. 鈴木慎也, 多島良, 立藤綾子 (2023) 災害廃棄物処理の観点からみた廃棄物関連業務の実態と平時における対策に関する研究. *廃棄物資源循環学会論文誌*, 34, 93-105
8. 多島良 (2023) 地域社会の強靱化に向けた廃棄物処理施設の対策. *都市清掃*, 76 (371), 10-14
9. 多島良, 森嶋順子 (2021) 災害廃棄物対策のマネジメントに向けた基礎自治体向け評価ツールの開発. *土木学会論文集 G (環境)*, 77 (6), II\_207-II\_216
10. 多島良, 鈴木薫, 辻岳史 (2022) 令和元年東日本台風の災害廃棄物処理における主体間連携の特徴. 第33回廃棄物資源循環学会研究発表会, 同予稿集, 125-126
11. 多島良, 森嶋順子, 夏目吉行, 飯田勝平 (2023) 災害廃棄物処理に関する住民連携の取組み実態に関する研究. 第34回廃棄物資源循環学会研究発表会, 同予稿集, 109-110
12. 森嶋順子, 多島良 (2021) 住民に向けた災害廃棄物の広報の現状と展望. *都市清掃*, 74 (362), 312-317
13. 森嶋順子, 多島良, 夏目吉行, 飯田勝平 (2024) 災害廃棄物処理における自治体と住民の連携・協働の実態把握～全国自治体調査を基に～. 第45回全国都市清掃研究・事例発表会, 同講演論文集, 282-284

## 仕様書

1. 件 名 令和6年度エコチル調査乳歯分析検体用 QR コード印字業務

2. 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月31日

3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

### 4. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」の中心機関（コアセンター）として、全国15地域にある大学等に設置したユニットセンターと共同で、エコチル調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを対象に追跡する出生コホート調査である。エコチル調査では、参加者（子ども）の胎児期から出生後の継続的な化学物質ばく露の評価をするため、脱落乳歯を収集している。参加者から収集した脱落乳歯の分析用検体は QR コードで管理をするため、本業務を実施するものである。

### 5. 業務内容

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行うとともに、連絡調整を図りながら、以下の業務を実施する。

#### (1) 印字数

20,000 個

#### (2) 印字仕様

直径6mmの黒いプラスチックディスク（NIESから支給する。）にNIES担当者が指定する4mm程度のQRコード情報をレーザー印字する。

#### (3) 読取確認

QR印字後のQRコードがバーコードリーダー（キーエンス社ハンディスキャナHR101とし、請負者にて用意するものとする。）で読み取りできることを確認する。

#### (4) 納品

納品前にQR印字済の20,000個の中からランダムに200個を取り出し、読み取り確認を行い、NIES担当者に報告し、承認を得た上で、納入すること。

#### (5) 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

### 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

る。

(1)業務結果報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課

して契約すること。

## 8. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 9. 協議事項

本業務に関し疑義等が生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 10. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度気候変動政策の支持に将来世代配慮が与える効果と要因に関する調査業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月28日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

気候変動政策の導入は、現世代と将来世代（まだ生まれていない将来世代）との間での社会的コンフリクトとみなすことができる。現世代と将来世代は直接の対話が不可能であることから、両者の社会的コンフリクトを解消するには、現世代が将来世代へ配慮すべきとの規範意識（以下、「将来世代配慮」という。）を持つことが重要と考えられる。しかし、気候変動政策への支持に対して、将来世代配慮がどの程度、どの様な場合において有効であり、将来世代配慮をどのように醸成することができるのかは明らかではない。そこで、本研究では、一定の気候変動政策の支持に対して、将来世代配慮が及ぼす影響と、その規定因を明らかにするための調査を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の担当者と十分な打合せを行い、次に挙げる Web アンケート調査を実施することとする。なお、本業務従事者の中に専門統計調査士の資格を有する者を配置すること。

### （1）調査画面の作成

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行い、NIES 担当者が作成した調査項目リストと研究協力依頼文をもとに、Web アンケート調査の画面を作成する。調査画面は、回答者にとって見やすく、説明文や設問が誤解なく伝わるような工夫がされていることと、パソコンだけでなく、スマートフォンからのアクセスでも見やすく回答できること、調査への協力あたってインフォームドコンセントを得ること、調査対象者がいつでも調査協力を中断できることを必須とする。これらの点が担保されているか、実査前に NIES 担当の確認をうけること。

### （2）調査の実施と調査データのクリーニング

請負者は、NIES 担当者と相談の上、以下の仕様を満たす調査を実施する。

- ・ 調査方法 Web アンケート調査
- ・ 調査対象 日本在住の 20 歳以上の男女（年齢については 20 代、30 代、40 代、50 代、60 代、70 代以上の 6 区分を用いる。）。重複登録がなく、定期的に属性情報が更新され、かつ定期的に調査募集等の確認や回答を請負者において行っている（非アクティブが含まれない）、大規模なアンケート・パネルを用いること。
- ・ サンプリング 年齢と性別による均等割付。地域の代表性については、世論調査と同等な水準を確保し、地域的な偏りがないようにすること。
- ・ 有効回答数 4800（各セグメント 400×年代性別による 12 セグメント。アテンションチェックを通過する前の数）
- ・ 調査時期 NIES 担当者との打合せで決定する
- ・ 質問数 約 50 問。（単一選択方式の問いが 43 問程度、複数選択式の問いが 1 問程度、自由記述方式の設問が 2 問程度、アテンションチェックのための設問（複数選択方式）を 4 問程度含む）。なお、類似の内容を尋ねる設問については、調査画面において、6 問以上離すことを基本とする。
- ・ データ・クリーニング 属性回答に矛盾がある、回答時間が極端に短い等、不適切な回答についてのデータ・クリーニングを行うこと

### （3）問合せ及び実査後のデータ消去への対応

回答者より調査に関連した質問を受け付け、当該質問への回答について NIES 担当者の指示に応じて対応する。また、実査後 1 年間の期間中に回答データを削除するよう要望があった場合、要望者の回答データについて削除に応じること。

請負者で保管するローデータは12ヶ月以降3か月以内、それ以外のプロジェクト関係記録は24ヶ月以降3か月以内に廃棄すること。

#### (4) 結果のまとめ

請負者は、NIES 担当者の指示に従って調査概要（調査名、実施日時、有効回答数、データ・クリーニングの結果等）を word 形式でまとめる。また、調査結果のローデータと GT 表を csv 形式で取りまとめる。調査画面（回答者に提示されるすべての画面）、

#### 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。NIES 担当者が指定するオンライン・ストレージを介して提出すること。

- ・調査概要の word ファイル
- ・調査画面一式（回答者に提示されるすべての画面）
- ・調査結果のローデータ、GT 表

#### 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

#### 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度諸外国等における化学物質曝露評価・リスク評価手法の情報収集・解析業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月31日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

## 4 目 的

NIESでは、包括環境リスク研究プログラム中包括環境リスク指標の開発に関するプロジェクト研究において、化学物質の環境リスク評価管理のあり方に関する研究を行っている。また、本研究では包括的な曝露評価手法についても検討を行っている。本業務は、諸外国等で実施している化学物質リスク評価と曝露評価手法について、その評価手法を必要としている法律等及び所轄と関連付けて情報収集し、国際的なリスク評価の最新動向について解析することを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### （1）化学物質の曝露評価が対象とする曝露媒体や曝露経路等の情報の収集・整理

昨年度までの業務で実施した諸外国等で実施している化学物質のリスク評価や、諸外国等から発表されたリスク評価ガイダンス文書等について、リスク評価の目的、リスク評価結果の活用場面、曝露評価で評価対象とする曝露媒体と曝露評価方法について情報収集した結果について、最近の情報を加えて更新し、最新版を作成すること。また、昨年度業務で実施した諸外国や国際機関等で実施したフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の曝露評価について曝露媒体や曝露経路等の情報を更新する。収集した情報は、環境媒体と環境媒体以外に分けて整理する。情報整理に当たっては、リスク評価と化学物質関連関係法体系や環境基準等との関係を法体系の所轄とともに分かりやすく整理する。収集整理するリスク評価資料については請負者が提案の上、NIES担当者との協議に基づいて決定する。

また、諸外国や国際機関等の曝露評価で使用している曝露モデルについて調査し、我が国の曝露評価への適用可能性を検討する。昨年度調査を行った ConsExpo、ExpoFIRST の他に、「産総研一室内製品曝露評価ツール（ICET）」についてもその内容について調査し、3つのモデルについて比較検討を行い、一覧表の形に整理する。

加えて、上記フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）について曝露モデルを適用したケーススタディを実施し、環境リスク評価において環境媒体以外の媒体を曝露評価に適用するに当たっての課題を整理する。調査する曝露モデルは ExpoFIRST とする。具体的には以下の作業を行う。各環境媒体の実測データ（データは当方から提供する）から、モデルで計算可能な曝露媒体を整理する。次に、実測データの最大値に相当するモデルの推定結果を得る。加えて、提供する実測データに含まれていない曝露媒体による曝露の可能性を検討する。その際、推定に使用したデータや曝露シナリオ、条件、仮定などを明記すること。最後に、曝露量を統合した結果について整理する。

### （2）複数の化学物質の同時曝露によるリスク評価事例に関する情報収集、整理

2015年以降に諸外国等で実施された複数の化学物質の同時曝露に関する環境リスク評価事例について収集し、整理する。情報整理に当たっては、考慮された化学物質群（PM2.5やプラスチックといった集合体を含めても構わない）、曝露経路、リスク評価結果、リスク評価結果の目的、リスク評価書あるいは概要の情報掲載 URL 等について整理を行う。米国の例としては TSCA における複数化学物質の同時曝露に関するドラフト版のリスク評価手法とフタル酸の評価事例を整理すること。欧州の事例としては、PARC（<https://www.eu-parc.eu/projects>）内で行われているプロジェクトに関連した報告書や論文の内容を整理するか、請負者が提案すること。

### （3）課題の検討

前項で整理した結果を踏まえ、我が国の化学物質管理施策における環境リスク評価と曝露評価の課題について比較検討し、列挙する。

### （4）中間報告

上記の課題（1）から（3）について、契約締結日から1週間以内に具体的な評価資料と曝露モデルを含めた業務内容について提案し協議を行う。また令和7年2月21日（金）までに1回、上記課題の

うち（１）に関する進捗状況について中間報告を行う。報告の方法は NIES 担当者との協議により定める。

## 6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な専門性を有する人員を適切に配置し、業務実施の体制を整えること。NIES が考える本業務履行に必要な専門性は以下のとおりである。

- （１）過去に化学物質の環境経由曝露に係るリスク評価を実施した業務経験を有すること。
- （２）過去に化学物質の製品曝露に係るリスク評価を実施した業務経験を有すること。

## 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- （１）調査報告結果を収録した電子媒体 一式

## 8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

## 仕様書

### 1. 件名

令和6年度食事試料中のパラベン、アルキルフェノール類の分析業務

### 2. 業務契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

### 4. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、共創の場形成支援プログラムに参加し、その中で「食&生活環境のトータルデザインによる脱・軽度心身不調の実現」について他機関と共同研究を進めている。本業務は、食品を介した化学物質のばく露評価、お弁当容器による食品への移行評価を行うため、研究で使用するお弁当試料中のパラベン類、アルキルフェノール類の含有量を分析する。

### 5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

#### 5.1. 分析対象物質

プラスチック容器及び紙容器のお弁当試料について、1食ごとにホモジナイズと凍結乾燥された試料について、表1に示す物質を分析する。請負者には、NIES から分析項目の混合 Native 標準液 (CIL, ES-5628-10X)、混合クリーンアップスパイク標準液 (CIL, ES-5629-10X)、混合シリンジスパイク標準液 (CIL, ES-5630-10X) を提供する。

表1：分析対象

Target Compound	目標 MDL (ng/g-wet weight)
Methyl paraben	1
Ethyl paraben	0.1
<i>n</i> -Propyl paraben	0.1
Isopropylparaben	0.1
<i>n</i> -Butyl paraben	0.1
Isobutyl paraben	0.1
Benzyl paraben	0.1
Heptyl paraben	
Pentyl paraben	
Triclosan	0.5
Triclocarban	0.5
Oxybenzene	

Bisphenol A	3
Bisphenol AF	0.5
Bisphenol F	0.5
Bisphenol S	0.5

4-*n*-Nonylphenol

4-*tert*-Octylphenol

白いセルの化合物は、仕様書では目標 MDL を指定しないが、可能な限り小さくすること。

## 5.2. 試料の凍結乾燥

NIES から発送された分析試料（ホモジナイズ済み）を受け取る。試料は、汚染の無い容器内で凍結乾燥均質化を行う。プラスチック容器のお弁当 6 試料及び紙容器のお弁当 6 試料を分析する。受領した試料は、分析まで-25°Cの冷凍庫で保管すること。

## 5.3. 精度管理指標

請負者は、試料と同方法で認証標準物質を分析し、外部精度管理を実施する。また、物質ごとに検出下限値（MDL）、ブランク値を報告すること。

## 5.4. 試料の返却

分析終了後の残試料は、NIES 担当者の指示があるまで-25°C で適切に保管し、指示に従って冷凍（-25°C 以下）状態を保ったまま返却する。なお、請負者から NIES への返却費用については、請負者で負担すること。

## 5.5. 品質管理

請負者は、以下の品質管理を行うこと。

- (1) 請負者は、分析の品質を維持するため、ISO（国際標準化機構）/IEC（国際電気標準会議）17025:2005（環境あるいは生体試料の化学分析に関する項目）の認定を受けていること。
- (2) 添加回収試験を実施し、回収率が 50-150%に入ることを確認する。
- (3) 目標 MDL は表 1 の通りとする。
- (4) メソッドブランクとして、試料の代わりに超純水等を分析し、操作中の汚染が無視できることを確認すること。ブランク試料中の検出レベルが MDL を超過する場合は、汚染の原因を特定し MDL 以下となるように対処した上で試料の分析を進めること。目標値であるため、達成は必須ではないが、可能な限り達成するように努めること。
- (5) 過去 5 年以内に生体試料あるいは環境試料中のパラベン類、アルキルフェノール類分析業務受注実績があること

## 5.6. 最終報告書

請負者は契約終了時に別紙に定めるとおりの内容を全てまとめた最終報告書を提出すること。報告書は、データを記録した編集可能な電子データ様式と、結果や手順の詳細、生データ、機材のデータなどを記録した PDF 形式のデータパッケージの 2 種類を作成すること。

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 最終報告書（冊子及び PDF 様式）      | 一式 |
| (2) データセット（各種生データ、エクセル様式）   | 一式 |
| (3) 上記を収録した光学記憶媒体（DVD-R など） | 一式 |

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 7 (1) 及び 7 (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。( [https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf) )

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性

- の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
  - (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
  - (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
  - (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協議事項

請負者は、本仕様書に疑義等が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、NIES 担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

## 11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名 令和6年度 マルチ大規模アンサンブル格納装置 一式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 マルチ大規模アンサンブル格納装置 一式」について規定する。

## 2. 数 量 一式

構成内訳 ストレージ装置（拡張筐体） 1台

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、世界中で開発される多数の気候モデルによる大規模アンサンブル実験のデータ解析や独自の気候モデルによる多様な数値実験の実施により、過去の変動の要因を理解すると共に将来変化を予測し、環境政策の検討へ貢献するための研究を行っている。近年では気候モデルの高解像度化や多数の大規模アンサンブル実験データの蓄積に伴い、これまで以上に大容量かつ処理能力の高いストレージ装置が必要とされる。

上記の研究を実施するためには、NIESで実施する数値実験データ（実験あたり数十TB）や他機関・他国による数値実験データ（実験あたり数TB）を格納して利用者へ提供し、円滑にデータを処理できる機能および十分な容量を持つ、高性能のストレージ装置を設置する必要がある。このため、以下に示す性能を備えた機種を購入するものである。

## 4. 仕様・規格等

「令和6年度 マルチ大規模アンサンブル格納装置 一式」については以下の仕様を満たす必要がある。

### A ストレージ装置（拡張筐体） 1台

- (1) EIA 19インチラックに搭載可能であり、高さは2Uであること。
- (2) 22TB以上のNL SAS対応ディスクを12台以上搭載可能な筐体で、かつ12本以上のディスクが搭載しており、物理容量の合計が264TB以上であること。
- (3) 既存ストレージコントローラ筐体との接続のため外部インターフェイスとして12GbpsSASのインターフェイスが2口以上あること。
- (4) 既存ストレージコントローラ筐体にオプションボードを取り付けた場合、iSCSI (10Gb/s), FC (16Gb/s, 32Gb/s), SAS, FCoE, Infiniband等の高速ホストインタフェースへの対応が可能であること。
- (5) キャッシュ保護機能として Super Capacitor + Flash module 又は BBU (hot-swappable) + Flash module の利用が接続される本筐体でも継続して可能なこと。
- (6) RAID機能として、RAID0, 1, 3, 5, 6, 10及び分散RAID機能をサポートしていること。
- (7) 将来的に拡張筐体の増設により最大搭載ディスク数を448台まで拡張することが可能であること。

- (8) ホットスワップ対応二重化電源装置を搭載していること。電源装置は、交流単相100/200Vの入力電圧に対応していること。また、必要な電源ケーブルは必要本数分用意すること。
- (9) ハードディスク等の障害検知機能があること。また検知した場合、管理者にメールする機能を有すること。
- (10) ハードディスク等の事前障害予知機能をハードウェアの機能として有すること。またその内容を管理者にメールする機能を有すること。
- (11) 障害発生時、リモートからWeb画面を介してコントローラの操作が可能であること。
- (12) 既存ストレージ (CA-DS1012) の拡張筐体として接続できること。そのためのインターフェイスを用意し利用が可能であること。

## B 保守体制・サービスレベル

- (1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後(納入引渡し完了した時点をいう。)5年間を保守期間とし、月曜日～金曜日、9:00-17:00において電話での問い合わせ対応及びオンサイト保守対応が可能なこと。
- (2) 原則土日祝日(年末年始を含む。以下同じ。)を除き、障害発生時の通告を行った後24時間以内に正常復旧できる、若しくは、復旧に向けて継続使用を可能にする(縮退を含む。)初期対応を行う保守体制・サービスレベルを提供すること。
- (3) 納品製品については新品であり、かつ、5年間のメーカー保証が付いているものであること。(中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。)メーカー保証は、メーカーが発行した販売店の証明印、対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする(上記の方法によることができない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること)。

## C その他

### (1) 付属品の装備

機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。

### (2) 基本導入作業及び現地調整作業に関する作業計画

事前に NIES 担当者と協議の上、下記(4)及び(5)に対する作業計画書を提出し説明すること。

### (3) 基本導入作業及び現地調整作業に関する作業報告

下記(4)及び(5)に対する作業報告書を提出し説明すること。

### (4) 基本導入作業及び現地調整作業

調達物品が本仕様どおりに移動するように NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。

- ・ 機器の搬入、機器の既存ラックへの搭載、ケーブリング、ストレージの設定を行うこと。
- ・ 基本導入作業を実施した後、動作確認を含む現地調整作業を行うこと。
- ・ OS、Disk 等の各種パラメータは、NIES 担当者との協議の上決定すること。
- ・ 不要となった梱包材等は、請負者がマニフェストに則り適切に廃棄すること。

- (5) 納品検収について、納入された物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、  
6. の期限内に対処すること。

## 5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

## 6. 納入期限

令和7年3月31日

## 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 8. その他

本調達で、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 5 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度包括環境リスク評価に向けた様々な種類の健康有害性情報と脆弱性を考慮した曝露情報の調査検討業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月31日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

## 4 目 的

NIESでは、包括環境リスク研究プログラム中包括環境リスク指標の開発に関するプロジェクト研究において、化学物質の環境リスク評価管理のあり方に関する研究を行っている。本研究では包括健康リスクの指標の提案に関連して、一般毒性、発がん性とは異なる毒性に関する定量的な健康有害性評価手法について検討を進めている。本業務は、これまで定量的な有害性評価があまり行われてこなかった種類の有害性について包括健康リスクの観点から情報を収集し、調査検討を行うこととする。加えて、有害物質がもたらすさまざまな悪影響と病態とを関連付け、障害調整生存年（DALY）を用いた健康リスク評価に向けた試算を行うことも目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者との十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### （1）人健康に係る様々な種類の健康有害性情報調査検討

#### （ア）基本的な方針

NIES担当者が指定する物質（ビスフェノールA（BPA）及びその代替物質群（BPS、BPF、BPAF等）。以下「BPA等」という。）の一般毒性とは異なる様々な健康有害性影響に関して、NIES担当者が提供する昨年度までの調査結果を基に疾患等と関連付けた上で情報を更新する。有害性の種類としては、呼吸器・循環器系への影響、神経毒性、生殖・発生毒性、代謝・内分泌系への影響、免疫毒性とし、文献で示されているエンドポイントから病態と疾患についてまとめる形で整理を行う。また、BPA等の有害性情報調査において得られた、病態・疾患等について病態の大きさを考慮したリスク評価を実施している文献についての情報収集を行い、それぞれの1病態・疾患あたりのDALYについて、試算を行う。

#### （イ）具体的な実施内容

BPA等の様々な健康有害性影響に係る英語文献は、NIES担当者の提供する約700文献からNIES担当者がそれぞれの影響（免疫系疾患、神経系疾患、代謝・内分泌系疾患、生殖・発生毒性等）について英語で整理した資料（下記のデータに関する情報）及び昨年度までの調査結果を基にNIES担当者の指示に従い、各エンドポイント（疾患や関連する病態等）について元文献の情報を基に再構築を行い、毒性値の小さい順に整理を行う。新たな文献データがある場合はその情報についての毒性値も文献情報とともに整理を行う。それぞれの疾患等について、キーデータ及びキーデータの病態の証拠となるような定性的データについて整理し、証拠の重み付けについて検討する。証拠が十分かどうかについて検討を行い、十分な証拠が集まっているものについては定量的な評価としてNO(A)EL又はLO(A)ELに加えて、容量－反応関係の定式化について検討を行う。加えて、BPA等の調査で明らかになった病態・疾患について病態の影響の大きさを考慮したリスク評価を実施している文献、報告等についての情報収集を行い、それぞれの1病態・疾患あたりのDALYについて、条件・仮定を設定した上で試算を行う。条件・仮定の設定に用いた全ての根拠について整理し、各根拠の妥当性について「高・中・低・なし」の4種類で判断する。また各病態に対するDALY試算結果についての妥当性についても同様に半定量的に判定し、より妥当性の高い推定のために解決すべき課題について列挙する。なお、本業務で参照した全ての文献情報を記載すること。

#### ○動物試験データ

対象化学物質、実験動物（種、系統、雌雄、週齢）、曝露条件（曝露経路、用量、期間）、毒性値（NO(A)EL又はLO(A)EL）、エンドポイント、出典情報

#### ○疫学調査・労働者データ

対象化学物質、対象者（人種、性別、年齢）、曝露情報、エンドポイント、出典情報

## (2) 脆弱性を考慮した曝露情報の調査検討

### (ア) 基本的な方針

NIES 担当者が指定する物質（BPA 等）の曝露評価について、NIES 担当者が提供する昨年度までの調査結果を基に、曝露経路を定義した上で、経年変化も考慮した曝露量を推計し、リスク評価を実施する。

### (イ) 具体的な実施内容

BPA 等の曝露量推計について、大気・水・土壌といった環境媒体からの曝露に加え、食品や消費者製品からの直接曝露も考慮し、曝露の個人差について考慮したモンテカルロシミュレーションモデルを構築し推計する。昨年度までの推計結果を参考に BPA、BPS、BPF、BPAF 別の曝露量について年代別、性別に分けた一覧表を作成する。年代別の設定は、それぞれの曝露データから考えて妥当な設定を行い、その根拠を記載すること。

加えて、諸外国の曝露推定結果や測定データなども参考にしながら、曝露量推定において欠けている部分について記載し考察を行う。特に本業務において対象としている 4 物質以外の代替物質についてのデータや考察を加えること。加えて、欠けているデータを補完した際の曝露量についての考察を行う。なお曝露量推定の際には、BPA 及び代替物質に関して日本の測定データを中心に、昨年度調査以降に公表された濃度測定結果や推定結果に関する文献調査を実施し、結果に組み込む。また、推計に当たっては、以下のパラメータについて最新の情報を収集し、妥当な推計となるよう考察・整理すること。なお、本業務で参照した全ての文献情報を記載すること。計算結果については、excel 形式（NIES 担当者と相談の上他の形式を用いても構わない）の電子ファイルとして提出物に含むこと。

#### ○曝露評価に必要なパラメータ（例）

ダスト摂取量、おもちゃ・おしゃぶりからの溶出速度、含有製品への一日あたり接触回数、含有製品からの皮膚移行率

## (3) 中間報告

上記の課題（1）、（2）について、2 月末日までに 1 回以上、進行状況について中間報告を行う。報告の方法は NIES 担当者との協議により定める。

## 6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な専門性を有する人員を適切に配置し、業務実施の体制を整えること。

NIES が考える本業務履行に必要な専門性は以下のとおりである。

- (1) 過去に人健康の増悪作用に関する有害性情報（特にアレルギー症状）を収集・整理した業務経験を有すること。
- (2) 過去に化学物質の製品曝露に係るリスク評価を実施した業務経験を有すること。

## 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 調査報告結果を収録した電子媒体 一式

## 8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

#### 10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度 マイクロチャンバー 一台

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 マイクロチャンバー 一台」について規定する。

## 2. 数量 一台

## 3. 研究内容・購入目的

NIES では、災害環境研究プログラムにおいて、廃棄物系木質バイオマスのガス化発電の研究を行なっている。災害が起きた時には、紙ごみ、廃プラスチック、繊維ごみなど災害廃棄物も原料として、ガス化発電することが可能である。しかし、それらの廃棄物の乾燥や木質バイオマスと混合した場合に、有機の環境汚染物質等が排出する可能性がある。そこで、上記のような乾燥や混合等の環境を模擬し、環境汚染物質等を捕集する実験を計画している。本調達では、この模擬的条件の設定と排出される環境汚染物質を捕集できる「令和6年度 マイクロチャンバー 一台」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和6年度 マイクロチャンバー 一台」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 200℃以上に加熱できること。
- ② キャリアーガスの流量が、10mL/min-200mL/min であること。
- ③ 同時に4種類以上の試料をセットでき、個別にガスが捕集できること。
- ④ ガス捕集法として吸着剤による捕集が利用できること。
- ⑤ バルク放散及び表面放散に対応できること。
- ⑥ マイクロチャンバーの内壁は不活性化アモルファスシリコン処理されていること。
- ⑦ ガス捕集後の吸着剤を MARKES International 社製及び Gerstel 社製の加熱脱着ユニットに直接装着可能な構造になっている MARKES International 社製のものであること。

## 5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

## 6. 納入期限 令和7年3月31日

## 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIESにおいて法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

## 仕 様 書

1. 件 名 令和6年度成層圏モニタリングデータ解析システムの移行業務
2. 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月31日
3. 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）  
において行うものとする。

### 4. 目 的

NIESでは、地球システム領域、地球環境研究センター（以下「CGER」という。）の大気海洋モニタリング傘下のFTIRモニタリング事業、データベース推進事業に関わる研究者支援システムであるSTRAS（注1）を運用している。地上FTIRや衛星等の各種成層圏データの解析・考察などを円滑に推進するためには、三次元客観解析気象データ等を用いた各種解析を行い、これを活用する必要がある。そのシステムの移行を行うことがこの業務の目的である。

（注1）Stratosphere-Troposphere Research Assisting Systemの略

### 5. 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、NIES担当者との十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

#### (1) 極渦マップのデータ配信システムのNIES指定サーバへの移行

極渦マップのデータ配信システムの動作に必要なミドルウェア（~~例えば、HDF5、netCDF、wgrib、wgrib2、GrADS等~~など）をNIES指定の稼働中サーバ（~~コンテナDC~~）に導入する（移行先環境の構築）。また、旧サーバから主な機能（極渦マップの作成等~~など~~）や必要なデータ・プログラム等を移行先環境へ移行する。また、移行先環境下で以下の項目に示すプログラム動作確認等（~~例えば、Fortranのコンパイル~~など）を行う。

- ① Fortranのコンパイル
- ② インターネットからの入力データ取得
- ③ 極渦マップの作成
- ④ 極渦マップの送信

#### (2) 業務結果報告書の作成

作業計画を立てた上で作業内容（動作確認のエビデンスを含む）及び設定内容を詳細に記述する。

### 6. 便宜の提供

本業務を行うために必要となるデータや情報の入手に係わる便宜は、NIESが与えるものとする。

### 7. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1部（印刷物及びCD-Rに収録した電子媒体）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、以下の URL の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 8. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 10. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 11. 協議事項

本仕様書に記載されていない事項に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 12. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1 件 名 令和6年度2020年産業連関表への脱炭素技術データの組み込み業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月14日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の資源循環領域では、日本のヘルスケアシステムに関する脱炭素経路の導出に関する研究を実施している。その分析モデルの構築において、物質利用に着目した新エネルギー技術と脱炭素技術に関するインベントリーデータの整備と産業連関表への組み込みが必要となっている。そこで本業務では、モデル開発のデータ整備支援として新エネルギー・脱炭素技術に関する物質フローデータの収集と2020年産業連関表への組み込みを行う。

## 5 業務内容と実施体制

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の(1)～(2)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

業務実施に当たり、数値データの管理は、Microsoft Excel®を用いて行い、リンク機能の活用や十分なコメントを付す等して、一次データから最終的な数値の算出までの一連の推計プロセス等を詳細に記録して再現性を十分に担保する。データ整備の書式については、NIES担当者と十分に協議すること。また、収集した文献等の情報は、出典情報と共に参考資料として整理して提出すること。

### (1) 新エネルギー・脱炭素技術に関する物質フローデータベースの構築と2020年産業連関表への組み込み

新エネルギー技術と脱炭素技術の設置と運用に要する物質投入と産出量を国内外の学術論文やレポートを参考に整備する。エネルギー消費量と温室効果ガス（GHG）排出量及び物質別の投入と産出量を対象とする。物質の種類はバイオマス資源、化石資源、土石資源、金属資源を大分類とし、各分類を文献調査によって最大限詳細化し、普及量の見通しについてもデータを集める。なお、金属資源はベースメタル（鉄、銅、鉛、亜鉛、アルミ）とその他金属（ニッケル、クロム、マンガン、モリブデン、リチウム、ネオジム、コバルト、プラチナ、チタン、タンタル、タングステン）を少なくとも区分すること。また、対象とする新エネルギーと脱炭素技術については電力、運輸及び素材産業別（鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、紙パ・セメント、海運、航空）に整備し、水素、CO<sub>2</sub>、アンモニア、メタン等化石燃料代替を意図した物質の投入量と産出量を記述する。加えて、得られたデータを総務省2020年産業連関表の基本部門分類に基づきハイブリッドLCAの手法に基づき組み込むこと。

### 新エネルギー技術の例：

太陽光発電（住宅・事業用）  
陸上風力発電  
洋上風力発電  
小水力発電  
地熱発電  
木質バイオマス発電  
メタン発酵ガス（バイオマス由来）  
農産物由来バイオマス液体燃料  
建設資材廃棄物  
廃棄物・その他のバイオマス  
自動車（EV・HV・PHV）  
炭素利用と貯留（CCU・CCS・BECCS・DACCS）  
バイオマス系プラスチック

### （参考レポート）

・資源エネルギー庁、固定価格買取制度

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_kakaku.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_kakaku.html)

・経済産業省 脱炭素への移行に向けたトランジション・ファイナンス

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/transition\\_finance.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition_finance.html)

・ IEA (2021)、Net Zero by 2050 A Roadmap for the Global Energy Sector

<https://www.iea.org/reports/net-zero-by-2050>

・ IRENA (2022) Critical Materials For The Energy Transition: Rare Earth elements

<https://www.irena.org/Technical-Papers/Critical-Materials-For-The-Energy-Transition-Rare-Earth-elements>

・ ecoinvent database

<https://ecoinvent.org/>

## (2) 報告書の作成

本業務の作業内容や打合せの記録等をまとめた作業報告書を作成する。

## (3) 実施体制

- ・ 産業連関表と整合する環境サテライトデータの整備経験があること。
- ・ クラウドでのデータ共有が可能なこと。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。NIES 担当者が指定するサーバーへのアップロードを想定するが、容量及びセキュリティの都合により別途のサーバーの利用、物理デバイス (SSD 等) での納品を妨げるものではない。

(1) 調査報告書 (PDF 形式及び Word 形式) 及び作成データのファイル 1 式

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。) を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの (以下「既存著作物」という。) が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機 (パソコン等) は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度 超低温槽 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 超低温槽 一式」について規定する。

## 2. 数量 一式

構成内訳	超低温槽本体	1台
	貯蔵ケース	4式

## 3. 研究内容・購入目的

NIES では、野生生物、環境および微生物等における分子生物学的研究を実施している。

本調達は、野生生物から分離された細菌株、野生生物または環境由来試料の長期的保存のため、「令和6年度 超低温槽 一式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和6年度 超低温槽 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) 超低温槽本体

- ① 内容積が700L～750以上であること。
- ② 外寸がW1050×D1000×H1980mmにおさまること。
- ③  $-80^{\circ}\text{C}$ の冷却が可能であること。
- ④ デュアル冷却機能を備えること。
- ⑤ ノンフロンであること

### 2) 貯蔵ケース

- ① 超低温槽本体専用の貯蔵ケースであり、槽内に隙間なく収まること。

### 3) その他

- ① 付属品の装備機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。
- ② 調達物品が本仕様どおりに稼動するよう、NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこと。
- ③ 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

5. 納品場所 福島県田村郡三春町深作10-2 福島県環境創造センター研究棟内  
国立研究開発法人国立環境研究所 福島地域協働研究拠点

6. 納入期限 令和7年3月31日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

1. 件名 福島県における地域社会システム創成に関する基盤情報収集および可視化業務
2. 業務契約期間 請負契約締結日～令和7年9月30日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4. 背景と目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」）では、福島県浜通りを中心とした東日本大震災の被災地域を対象に、地域環境の再生と創生に関する計画策定や実践的な取り組みを支援するための包括的な研究を進めている。この研究では、震災後の復興に向けた課題解決だけでなく、地域住民等のステークホルダーが主体的に持続可能な生産・生活基盤を築くことを支援するための方法を検討している。

そのため、福島県浜通り地域における多様なステークホルダー（住民、自治体、NPO、企業など）の役割や連携関係を調査するとともに、国内外の参加型まちづくりの関連事例の調査を行い、まちづくりにおける成功要因や課題の体系的な整理を進めている。このような研究成果をもとに、地域社会システムの創生を支援するための基礎的なフレームワークの構築を進めてきた。

本業務では、これらの成果を踏まえ、福島県浜通り地域において地域社会システム創生の視点から、持続可能な地域をデザインするための、基礎情報の収集と整理および基盤データベースの構築を目的として、以下を実施することとする。

## 5. 業務内容

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行い、本業務を遂行する。以下に示すように、福島県浜通り地域および福島市における復興まちづくりや環境再生に関する実態調査を実施するとともに、関連情報を地図上に配置しわかりやすく可視化するための枠組を構築する。

### （1）福島県浜通り地域における参加型まちづくりに関する総合的調査

2011年の東日本大震災以降に福島県浜通り地域において災害復興の過程で実施された「対話」や「参加」にもとづいたまちづくりに関する情報収集と整理を行う。ソースは新聞報道や自治体・関連団体から公開されている情報とする。全体的な情報整理を行ったうえで、基礎情報を一覧表としてとりまとめる。その上で主要な事例を3件程度選定し、これに関

する議事録等の詳細情報を収集して概要をとりまとめる。また、それに基づいて NIES 担当者が実施する関係者へのインタビューに同行し、その結果を含めて情報を整理する。

#### (2) 檜葉町波倉地区における参加型まちづくりに関する実態調査

檜葉町波倉地区では、指定廃棄物に指定された焼却灰等を放射性物質汚染対処特措法に基づいて安全に埋立処分できるようセメント固型化処理を行う施設等の運営のために供されているエリアが、令和6年度中に同施設等が解体・撤去され、原状回復と事後調査を経て返還される予定である。このため、その後の同エリアの有効活用が課題とされている。

以上を踏まえて、当地域における地域づくりの実態について、これまでに実施されてきた関連のワークショップの議事録等の資料収集・分析と関係者へのインタビュー等を通じて現状の実態と課題を整理する。

#### (3) 福島市における環境課題解決プロセスに関する実態調査

福島市の先達山で進行中の大規模太陽光発電施設の建設に伴い、2023年6月2日の大雨により、造成地から大量の泥水が周辺の農業用水や県道に流出する事態が発生した。この問題を受け、地域社会には様々な影響が波及している。

以上を踏まえて、地域に発生した課題に対して地域社会が迅速に対応しつつ、再生可能エネルギー導入と環境・地域社会との調和をいかに図るかという課題を浮き彫りにして事例として本事象を調査する。本調査では、関連する新聞報道と環境審議会における議事録の情報を中心に公開されている情報を収集し、施策決定過程とその背景を時系列でとりまとめる。

#### (4) 福島県浜通り地域における復興まちづくりの基礎情報マップの作成

福島県浜通り地域における復興まちづくりに関する最新の情報を公開されている資料にもとづき自治体ごとに整理し、それを地図上に分かりやすく可視化する。さらに上記の(1)および(2)の調査結果についても反映させる。

#### (5) 福島県大熊町におけるゼロカーボンまちづくりの基礎情報マップの作成

大熊町において実施済みのステークホルダーインタビュー結果を整理し、それを視覚的に分かりやすく表現する。この作業では、インタビュー結果を地図上に配置するなどの方法を用い、情報の明確化を図る。

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

品名	期限	形式
業務報告書	令和7年9月30日	書面・一式 DVD・一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7. 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セ

セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時も連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。

(2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

(3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

(4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。

(5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。

(6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 広域巨大災害における木質系災害廃棄物の出口戦略に関する検討業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年9月30日
- 3 業務実施場所 請負者が定める場所及び現地調査対象地において行うものとする。

## 4 目 的

南海トラフ巨大地震や広域的な豪雨災害が発生した場合に、大量の木質系災害廃棄物の処理先を確保することが大きな課題となると想定される。このため、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、平時における木質系廃棄物の処理、再生利用方法とシームレスな利活用戦略を検討し、事前復興計画の理念を踏まえた具体的な技術システムを提示することを目指している。

本業務では、広域巨大災害時に発生する木質系災害廃棄物の処理処分やエネルギー利用等の出口確保策について、基礎的な情報を収集、整理し、環境的及び社会経済的観点からの評価を行うことを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) 広域巨大災害時の木質系災害廃棄物の処理施設の整理

机上調査、廃棄物処理事業者、業界団体等への聞き取りを通じて、木質系災害廃棄物（解体発生木材、廃家具由来の木材、流木）の受け入れに関する技術的課題、廃木材の種類（解体発生木材、廃家具由来の木材、流木）・性状（付着物の有無、浸水の有無等）・処理方法（単純焼却、高効率発電焼却、木質バイオマス発電、その他原燃料利用、マテリアルリサイクル等）ごとの受け入れ基準を整理する。

### (2) 広域巨大災害時の木質系災害廃棄物のエネルギー利用等の出口確保策の評価

想定される広域巨大災害時に発生する木質系災害廃棄物の再利用・再生利用・処理シナリオを複数提案し、それらのライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量を評価する。また、総費用、処理期間、CO<sub>2</sub> 排出量等複数の観点から、処理・再生利用方法を組み合わせた最適な処理フローを定量的に評価し、複数提案する。さらに、それら提案における処理能力と、現状における処理能力の差を明らかにする。その上で、技術的観点から最適となる処理フローを実現するために解決すべき制度的・社会的課題を整理する。

### (3) 有識者会合の運営と成果の取りまとめ

災害廃棄物処理又は木質系廃棄物の処理・リサイクルに見識のある有識者2名を含む有識者会合を請負者において設置し、契約期間中に会合を3回、現地又はオンラインにて開催する。請負者は、有識者会合において配付する資料の作成と会合ごとに議事録を作成する。NIES 関係者以外の有識者には、1人1回当たり15,700円を支払うこととする。

また、上記の調査による成果を取りまとめて業務結果報告書を作成する。報告書には、本項における有識者会合の議事録の他、5.(1)及び(2)の過程で用いたデータを添付する。

## 6 業務実施体制及び資格

業務実施に係る資格として、過去5年以内に、国（環境省又は地方環境事務所）や自治体、公的研究機関からの災害廃棄物処理に係る技術的な調査検討業務の実績を1件以上有することとする。

## 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES 担当者へ提出するものとする。提出は、NIES 担当者が指定するオンライン・ストレージを介して行うこと。

### (1) 業務結果報告書

## 8 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をい

う。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。

- (3)上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2)請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3)請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4)請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5)業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度 ライダー搭載ドローン 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 ライダー搭載ドローン 一式」について規定する。

## 2. 数量 一式

構成内訳	ドローン	1台
	ライダー	1台
	バッテリー	2本
	通信・映像伝送補助機器	1式
	操作講習	1式

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、リモートセンシング技術を用いた生物多様性の広域評価手法の研究を実施している。本調達は、その基礎情報として利用することを目的に、森林植生等の精密な立体構造を計測するため、「令和6年度 ライダー搭載ドローン 一式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和6年度 ライダー搭載ドローン 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) ドローン

- ① DJI製の「Matrice 350 RTK」とする。
- ② 保護プランとして「DJI Care Enterprise Basic」を付帯すること。

### 2) ライダー

- ① DJI製の「Zenmuse L2」とする。
- ② 保護プランとして「DJI Care Enterprise Basic」を付帯すること。

### 3) バッテリー

- ① DJI製の「TB65 インテリジェント フライトバッテリー」とする。

### 4) 通信・映像伝送補助機器

- ① DJI製の「セルラードングル (4G ドングル)」とする。

### 5) 操作講習

- ① NIES担当者が上記「1) ドローン」および「2) ライダー」を用いた基礎計測手順を習得するための講習を実施する。
- ② その際、RTK（リアルタイム・キネマティック）を補足できない場所においても高精度測位ができるよう、PPK（後処理キネマティック補正）に関する講習も含める。
- ③ 安全かつ効率的な山林の応用計測実地研修(100ha程度)も実施する。

- ④ 基礎講習は、NIES 担当者が指定する場所において 1 日程度で実施し、応用講習は NIES と契約者が開催場所を協議し、別途 1 日程度で実施する。
- ⑤ 上記「1）ドローン」および「2）ライダー」における、基線解析処理を行った地形データと、おおまかな植生クラス分類を行ったデータの出力についての解説と、初年度のデータ出力についてサポートを行う。

5. 業務実施場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 業務契約期間 契約締結日～令和 7 年 3 月 7 日

納入期限 令和 7 年 3 月 7 日 (※)

(※) 仕様書項番 4. 1)～4. 4)については、項番 4. 5)に記載の講習実施後から納入期限までの間に、納入すること。

#### 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

#### 8. その他

本調達に、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度ワイパー式メモリー溶存酸素計 2台

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度ワイパー式メモリー溶存酸素計 2台」について規定する。

## 2. 数量 2台

## 3. 研究内容・購入目的

NIES、琵琶湖分室では、「琵琶湖水環境と流域土地利用の関係解明に向けたモニタリング基盤の整備」において、琵琶湖北湖の溶存酸素のモニタリングを行う。前述のモニタリングにおいて、当該機器を琵琶湖北湖に長期間（最大6ヵ月程度）係留し、データ回収する必要があることから、「令和6年度ワイパー式メモリー溶存酸素計 2台」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和6年度ワイパー式メモリー溶存酸素計 2台」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 水温と溶存酸素を1時間間隔で最大3か月連続観測が可能なこと。
- ② 重量は1.9kg以下であること。
- ③ 市販の乾電池で稼働すること。
- ④ センサー表面のクリーニング機構があること。
- ⑤ Blue Tooth等の無線でデータ受信が可能なこと
- ⑥ 耐圧性能100m水深以上であること。

## 5. 納品場所 滋賀県大津市柳が崎5-34 国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分

## 室6. 納入期限 令和7年3月31日

## 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 8. その他

- ① 本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIESにおいて法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

- ② 機器の動作確認と検証に要する費用は、本調達に含まれる。

# 仕様書

## 1. 件名 示差走査熱量計の液体窒素冷却装置 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「示差走査熱量計の液体窒素冷却装置 一式」について規定する。

## 2. 数量 一式

### 構成内訳

液体窒素用タンク	1台
液体窒素充填用ホース	1本

## 3. 研究内容・購入目的

NIES では、資源循環領域の基盤研究「持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発」においてプラスチックの劣化指標の開発と応用に関する研究を実施している。示差走査熱量計（DSC）は、高分子材料の熱的性質を評価する測定装置であり、NIES においてプラスチックの劣化指標になりうる融点や融解熱の測定に使用している。DSC 測定に際しては、液体窒素の供給が必須であり、大量の液体窒素の長時間供給が可能となれば、DSC の連続測定数の向上（従来の約 2 倍）にもつながる。本調達は、DSC 測定時の液体窒素供給圧力を安定させ、試料冷却時に装置の挙動が不安定になる問題を解消し、測定を自動化することに加え、DSC 測定の長時間供給を可能として連続測定時間の延長するため、「示差走査熱量計の液体窒素冷却装置 一式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「示差走査熱量計の液体窒素冷却装置 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) 液体窒素用タンク

- ① NETZCH社製示差走査熱量計(DSC200 f3 Maia)に接続可能な当該装置専用のNETZSCH社製のものであること。
- ② 液体窒素を最低 60L 充填できること。

### 2) 液体窒素充填用ホース

- ① 液体窒素用タンクに液体窒素を供給できること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 7 年 4 月 30 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

気候変動科学に関する情報公開機能強化に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立環境研究所地球システム領域では、地球システムの現象把握、将来の地球環境変化の予測とリスク評価、それらに必要な先端的計測技術やモデル開発に関わるさまざまな研究課題に国内外の研究者と連携して取り組んでおり、「地球環境研究センター」による長期モニタリングやデータベース事業、温室効果ガス(GHG)観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)と、その後継機の研究開発事業を担う「衛星観測センター」、戦略的研究プログラム「気候変動・大気質研究プログラム」を中心に、気候変動を中心とした地球環境問題の解決に貢献し、持続可能な地球環境を実現するために、最新の科学的知見を提供している。

本業務では、パリ協定／グローバルストックテイクへの貢献を目的として新たに取り組む、気候変動緩和に資する日本の研究及び政策的な取り組み・成果を発信するセンター機能(仮称：日本GHGセンター)の強化及び推進のための支援業務に従事する。

## 3. 事業書の名称

国立研究開発法人国立環境研究所(茨城県つくば市小野川16-2)

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域

電話番号 029-850-2930

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅

## 5. 組織単位

地球システム領域(地球システム領域 副領域長)

## 6. 派遣期間

令和6年2月1日から令和7年7月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日(祝祭日を除く。)

9:00~16:00(うち、休憩時間12時~13時)

実働6.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品および消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた 14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった 16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域

副領域長

氏名 谷本 浩志  
電話番号 029-850-2930  
(5) 派遣先苦情処理担当者  
役職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域  
領域長  
氏名 三枝 信子  
電話番号 029-850-2517

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

気候変動科学に関する情報公開機能強化に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立環境研究所地球システム領域では、地球システムの現象把握、将来の地球環境変化の予測とリスク評価、それらに必要な先端的計測技術やモデル開発に関わるさまざまな研究課題に国内外の研究者と連携して取り組んでおり、「地球環境研究センター」による長期モニタリングやデータベース事業、温室効果ガス(GHG)観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)と、その後継機の研究開発事業を担う「衛星観測センター」、戦略的研究プログラム「気候変動・大気質研究プログラム」を中心に、気候変動を中心とした地球環境問題の解決に貢献し、持続可能な地球環境を実現するために、最新の科学的知見を提供している。

本業務では、パリ協定／グローバルストックテイクへの貢献を目的として新たに取り組む、気候変動緩和に資する日本の研究及び政策的な取り組み・成果を発信するセンター機能(仮称:日本GHGセンター)の強化及び推進のための支援業務に従事する。

## 3. 業務内容

### (1) 連絡・調整及び会議開催に係る業務

気候変動科学に関係する研究機関・省庁・自治体等の関係者、外国の研究機関・省庁の関係者との連絡・調整・意見聴取、対面及びオンライン会議の準備・進行補助・撤収、議事録の作成補助、資料(文書、図表、スライド)作成補助等を、地球システム領域の研究者の指示のもと、また、委託業者の担当者と協力して行う。これらに必要な所内事務を行う。

### (2) GHG情報の一元化に関する業務

我が国の研究機関・省庁・自治体等により実施されている衛星・航空機・船舶・地上観測のGHG観測データ、排出インベントリ、三次元モデルの情報を一元化するため、関係者等と連絡・調整して情報収集するとともに、資料(文書、図表、スライド)作成の補助等を、地球システム領域の研究者の指示のもと、また、委託業者の担当者と協力して行う。これらに必要な所内事務を行う。

### (3) 広報・アウトリーチ業務

一元化した情報を発信するプラットフォームとして日本語と英語でウェブサイトを作成・維持運営し、ウェブ・メール・SNS等を通じてオンラインで、及び、学会や会議、イベント等に参加して、国内外のステークホルダー(民間企業、一般市民等も含む)に広報・アウトリーチ活動を行う業務を、地球システム領域の研究者の指示のもと、また、委託業者の担当者と協力して行う。これらに必要な所内事務を行う。

### (4) 上記(1)から(3)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

・四年制大学学部卒業以上の学歴を有すること。

### (2) 語学能力

- ・過去2年以内に、TOEIC 900点以上のスコアを取得していること。TOEIC 900点に相当するとされる英検準1級の資格、IELTS 5.5～6.5、TOEFL iBT 72～94のスコアでも良い。
- ・国連公用語(英語、中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語)のうち英語以外の一つについて、準1級相当の資格を取得していること。期間は問わない。また、英語圏以外への留学経

験が1年程度以上あることが望ましい。

(3) 学術的能力・職務経験

- ・業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。
- ・基本的なビジネスマナーを習得していること。
- ・Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等を使用した各種資料作成を行う能力を有すること。
- ・公的な研究機関または学術機関において、理工系の学術論文（国際誌）を要約し、発信する業務に携わった経験を有すること。
- ・外国の相手先と仕事をした職務経験を7年以上有すること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 気候変動科学に関する情報公開機能強化に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域

\_\_\_\_\_ 谷本 浩志 □

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名	□						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程			実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計		円			※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書等を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。		
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 地球システム領域  
 谷本 浩志 □

## 仕様書

### 1. 件 名 令和6年度 8900ICPMSMS 用 MassHunter アップグレード 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 8900ICPMSMS 用 MassHunter アップグレード 一式」について規定する。

### 2. 数 量 一式

構成内訳 ICPMS 用 MassHunter アップグレード制御/解析システム 2台  
ICPMS MassHunter データ移行作業（Windows 11 への移行含む）

### 3. 研究内容・購入目的

NIES が研究実施の中心機関（コアセンター）としての役割を担っている環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」では、10万人規模の参加者（母親、子どもなど）から採取した生体試料について、化学分析を行うことにより、参加者のばく露評価を行っている。

また、エコチル調査コアセンターでは、参加者（子ども）の胎児期から出生後の継続的な化学物質ばく露の評価をするため、脱落乳歯を収集している。本業務は、収集した乳歯を分析している ICPMS 装置のソフトウェアである MassHunter のアップグレードと、ICPMS データ移行作業（Windows 11 への移行含む）を行うものである。

### 4. 仕様

「令和6年度 8900ICPMSMS 用 MassHunter アップグレード 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- 1) NIES で所有している 8900ICPMSMS に接続して使用できること。
- 2) 制御/解析システムで使用する PC は下記の仕様を満たすこと。
  - ・OS:Windows 11pro
  - ・CPU: Intel Core i5-12500 以上
  - ・RAM: 8GB 以上
  - ・HDD: 500GB 以上 SSD
  - ・コミュニケーション: LANポート 2個以上
  - ・モニター: 24インチ以上
- 3) 既設の MassHunter 制御/解析システムで取得・解析したデータが変換することなく読込できること。
- 4) 既設の MassHunter 制御/解析システムに保管されているデータを調達するシステムに移行すること。なお、移行する対象フォルダ及びファイルについては、請求者の指示に従うこと。

### 5. 据付・設置等

本装置の据付、接続、動作に関する付属品全てを本調達に含め、NIES 担当者の指示に従い据

付・設置作業を行うこと。

6. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

7. 納入期限 令和 7 年 3 月 31 日

8. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

9. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕様書

## 1. 件名 制御ソフトウェア追加ライセンス 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「制御ソフトウェア追加ライセンス 一式」について規定する。

## 2. 数量 一式

構成内訳

SCIEX OS-Q - Qual & Quant Processing Perpetual e-License	1式
SCIEX Workstation	1式
24 インチモニター	1式
SCIEX OS-Q Upgrade - Qual & Quant	1式
電源コード	2式

## 3. 研究内容・購入目的

NIES では、包括環境プログラム等において、環境中の微量有機汚染物質の同定定量に関する研究を実施している。

本調達は、環境リスク研究棟に導入済のエービー・サイエックス（SCIEX）社の液体クロマトグラフトリプル四重極質量分析計（1） TripleTOF6600+）及び液体クロマトグラフー四重極・飛行時間型質量分析計の測定データを解析するためのソフトウェアの最新バージョンへのアップデートと、その解析を効率化するため、「制御ソフトウェア追加ライセンス 一式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「制御ソフトウェア追加ライセンス 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### データ処理装置

- 1) TripleTOF6600+のデータを変換なしで解析に用いることができること。
- 2) 解析を一括処理できる機能を有すること。
- 3) 定量解析、及び、定性解析ができること。
- 4) 差分解析ができること。
- 5) 化合物の濃度等を計算する為、定量解析用ソフトウェアを有すること。
- 6) CPU : Intel Xeon 8 Core Processor 以上であること。
- 7) OS : Microsoft Windows10 以上を有すること。
- 8) ディスプレイ : 23 インチ以上の液晶カラーモニターを有すること。
- 9) メインメモリ : 32 GB 以上を有すること。
- 10) ハードディスク : 2 Tb 以上を有すること。

- 11) 光学ドライブ：DVDの書き込み及び読込機能が装着されていること。
- 12) キーボード・マウス：キーボード及び光学マウスを装備すること。
- 13) 解析ソフトウェアは日本語対応していること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和7年4月11日

#### 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

#### 8. その他

本調達、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

1 件 名 プラスチック循環資源を対象としたポリ臭素化ダイオキシン類の分析業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年4月25日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、プラスチック資源循環の促進と製品中化学物質管理の両立を目指し、製品ライフサイクルにおける残留性有機汚染物質（POPs）等有害物質やその候補物質の挙動を把握するための実測調査を実施している。本業務は、プラスチック循環資源のうち、使用済み家電製品破砕物や自動車破砕残渣等のミックスプラスチックに含まれるポリ臭素化ダイオキシン類（PBDD/Fs）の含有量を取得すべく実施する。PBDD/Fsは、塩素化ダイオキシン類と同様の毒性機序を有することが指摘されており、現在、ストックホルム条約の追加対象候補物質としてPOPs検討委員会にて検討中である。これまでに、再生プラスチックからPBDD/Fsが検出された事例も報告されており、一部の臭素系難燃剤に由来するPBDD/Fsがプラスチック資源循環の結果として再生品に混入したものと考えられている。本業務では、ミックスプラスチックを対象にPBDD/Fsの異性体詳細分析を実施し、プラスチック資源循環を阻害し得る要因を解析する基礎データの取得を目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### （1）業務の概要

請負者は、NIESが提供する当該試料を受け取った後、分析対象物質の分析定量性（前処理過程での分解・ロス防止、妨害の少ない分画条件の検討等）について十分検討・確認した上で、対象物質の前処理及び機器分析による定性・定量を行う。

### （2）調査項目

請負者が分析を実施する対象試料について以下に示す。試料受け渡しまでの試料の品質確保についてはNIES側で留意する。

- ・ミックスプラスチック（凍結粉碎試料）：30試料（各1g程度）

分析測定項目は、下記について実施する。

- ・ポリ臭素化ダイオキシン（PBDD：4～8臭素化物：異性体濃度、同族体濃度、総濃度）
- ・ポリ臭素化ジベンゾフラン（PBDF：4～8臭素化物：異性体濃度、同族体濃度、総濃度）

各測定対象物質の分析については、標準試料等で妥当性の確認がされている高精度分析法で測定を実施すること（分析法については事前にNIES担当者との了解を得ること）。

### （3）その他

- ・精度管理資料の提出を求める場合がある。
- ・測定対象物質の標準品及び全試料について、クロマトグラムを提出すること。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに付随資料（分析フロー、機器測定条件、クロマトグラフ等定量に至る過程の資料、内標準物質の回収率）を含む以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- （1）業務結果報告書 2部
- （2）（1）の電子ファイル（Microsoft Word形式及びPDF形式）及び分析結果（Microsoft Excel形式）の電子ファイル（電子メール等で送付） 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者 と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 9 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 10 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 11 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 12 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者 と協議の上、その指示に従うものとする。

## 13 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。